

議 事 日 程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 令和 7 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和 7 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 第 3 次遠軽町総合計画を定めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 遠軽町町史編さん委員会条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 | 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 | 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 11 号 | 遠軽町温泉分湯条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 12 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 13 号 | 遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例の廃止について |
| 日程第 20 | 議案第 14 号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 21 | 議案第 15 号 | 令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 12 号） |
| 日程第 22 | 議案第 16 号 | 令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 23 | 議案第 17 号 | 令和 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 24 | 議案第 18 号 | 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 25 | 議案第 19 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計予算 |
| 日程第 26 | 議案第 20 号 | 令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 27 | 議案第 21 号 | 令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 28 | 議案第 22 号 | 令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 29 | 議案第 23 号 | 令和 7 年度遠軽町水道事業会計予算 |

日程第 3 0	議案第 2 4 号	令和 7 年度遠軽町下水道事業会計予算
日程第 3 1		一般質問
日程第 3 2	議案第 2 5 号	令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 3 号）
日程第 3 3	議案第 3 号	遠軽町町史編さん委員会条例の制定について （付託案件）（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査）
日程第 3 4	議案第 1 9 号	令和 7 年度遠軽町一般会計予算 （付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
日程第 3 5	議案第 2 0 号	令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算 （付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
日程第 3 6	議案第 2 1 号	令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算 （付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
日程第 3 7	議案第 2 2 号	令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算 （付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
日程第 3 8	議案第 2 3 号	令和 7 年度遠軽町水道事業会計予算 （付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
日程第 3 9	議案第 2 4 号	令和 7 年度遠軽町下水道事業会計予算 （付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
日程第 4 0	意見案第 1 号	えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書
日程第 4 1	意見案第 2 号	厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書
日程第 4 2		議員派遣について

令和 7 年第 1 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木）午前 10 時 00 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 令和 7 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和 7 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 第 3 次遠軽町総合計画を定めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 遠軽町町史編さん委員会条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 | 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 | 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 11 号 | 遠軽町温泉分湯条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 12 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 13 号 | 遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例の廃止について |

日程第20	議案第14号	町道路線の変更について
日程第21	議案第15号	令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）
日程第22	議案第16号	令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第17号	令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第18号	令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第19号	令和7年度遠軽町一般会計予算
日程第26	議案第20号	令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第21号	令和7年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第22号	令和7年度遠軽町介護保険特別会計予算
日程第29	議案第23号	令和7年度遠軽町水道事業会計予算
日程第30	議案第24号	令和7年度遠軽町下水道事業会計予算

◎出席議員（15名）

議 長	16番	杉 本 信 一 君	15番	竹 中 裕 志 君
	1番	白 幡 隆 一 君	2番	秋 元 直 樹 君
	3番	黒 坂 貴 行 君	4番	阿 部 君 枝 君
	6番	戸 松 恵 子 君	7番	山 本 悟 君
	8番	佐 藤 昇 君	9番	佐 藤 登 君
	10番	山 谷 敬 二 君	11番	前 島 英 樹 君
	12番	佐 藤 和 徳 君	13番	渡 辺 清 夏 君
	14番	今 村 則 康 君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	石 丸 博 雄 君

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	堂 前 政 好 君	情報管財課長	吉 岡 秀 利 君
企 画 課 長	中 原 誉 君	財 政 課 長	今 井 昌 幸 君
税 務 課 長	渡 邊 亮 司 君	危機対策室参事	田 村 明 彦 君
保健福祉課長	岩 井 誠 志 君	保健福祉課参事	大 柳 京 美 君
住民生活課長	太 田 貴 幸 君	子育て支援課長	二 瓶 雄 介 君

《令和7年3月6日》

農政林務課長	広瀬 淳次 君	商工観光課長	大西 公太 君
建設課長	米谷 克美 君	水道課長	大川 寿雄 君
水道課参事	小野寺 悟 君	生田原総合支所長	今泉 郁夫 君
生田原総合支所参事	大泉 勝義 君	丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君
丸瀬布総合支所参事	倉内 健一 君	白滝総合支所長	長原 裕一 君
白滝総合支所参事	水野 徹 君	会計管理者	奥山 隆男 君
教育部長	古賀 伸次 君	総務課長	西 聡 君
社会教育課長	中南 秀隆 君	学校給食センター所長	小玉 美紀子 君
選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君	監査委員事務局長	成中 克也 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺 正彦 君	事務局参事	成中 克也 君
事務局主任	堂前 あすか 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和 7 年第 1 回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15 人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第 121 条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和 6 年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、主幹等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第 31 までとなっております。

また、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、白幡議員、渡辺議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和7年第1回遠軽町議会定例会の会期につきましては、2月28日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月14日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月8日、9日の2日間は、休日のため休会とし、3月10日から13日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月12日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの9日間とすることに決定しました。

◎日程第3 令和7年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に令和7年度教育行政執行方針

○議長（杉本信一君） 日程第3 令和7年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和7年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和7年第1回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和6年第8回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、1月15日に第172回芥川賞・直木賞の選考会が開かれ、伊与原新さんの「藍を継ぐ海」が直木賞を受賞しました。「藍を継ぐ海」の五つの短編集のうち「星隕つ駅通」は、白滝を舞台とした物語で、白滝の豊かな自然やそこに暮らす人々の温かさが文学という形で表現されたものであり、このたびの受賞は本町にとって大変喜ばしい出来事です。

文学の力は、人々に感動や希望を与え、地域を活性化する大きな可能性を秘めています。この受賞を機に、より一層魅力的な町として発展していくよう、取り組んでまいります。

次に、2月11日、札幌市において、JR石北本線の利用促進と冬の観光PR活動を実施しました。沿線自治体の首長らとともに、パンフレットや特産品を配布し、JR石北本線の利用を呼びかけました。

次に、2月15日に陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、遠軽商工会議所及び遠軽信用金庫とともに2025年特別講演会を開催し、会場の芸術文化交流プラザには約620人もの来場者が訪れました。

本講演会では、著名なジャーナリストで国家基本問題研究所理事長の櫻井よしこ氏を講師にお迎えし、「日本の進路と誇りある国づくり」と題して御講演をいただきました。櫻井氏は、広い国際的視野と深い見識に基づき、今後の日本がどのような道筋をたどるべきかについて貴重な御提言をいただいたところであり、日本の未来を考える上で、大変有意義な機会となりました。

次に、2月23日に本町及び湧別町において、湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会が開催されました。全国各地から参加した選手たちは、白銀の大雪原を駆け抜け、熱戦を繰り広げました。

昨年と同様、降雪不足の影響により、コースを遠軽－湧別間に短縮しての開催となりましたが、地権者の皆様をはじめ、多くの関係団体の皆様や住民ボランティアの皆様の御協力により、無事に大会を終了することができました。

次に、令和7年度予算をはじめ、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

私も町政を担わせていただき、任期の最終年を迎えることとなりました。いまだ解決すべき課題は山積しておりますが、町民憲章に掲げられた「永遠に輝く遠軽町」の実現に向け、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫をもって、責任と決断に基づいたまちづくりに邁進してまいりました。

この間、町民並びに議員の皆様には、多大なる御理解と御支援を賜り、心から感謝申し上げます。

我が国は、人口減少と少子高齢化という構造的な課題に直面しており、これが地域経済の縮小に拍車をかけています。労働力不足や後継者不足は深刻さを増し、地域によっては基幹産業の維持さえ困難な状況が見られます。

加えて、世界的な物価高騰と急激な円安は、中小企業や地域経済に大きな打撃を与えています。原材料価格やエネルギー価格の高騰は、企業の収益を圧迫し、価格転嫁が難しい中小企業にとっては経営の重荷となっています。人手不足も重なり、事業継続を断念せざるを得ないケースも散見され、これらの要因が複合的に作用し、地域経済は依然として厳しい状況にあります。

さらに、合併市町村への優遇策であった地方交付税の合併算定替については、終了後の交付税額縮減による影響が危惧されたことから、合併町村の実態を踏まえた交付税算定について遠軽町が発案し、私が会長を務める北海道合併市町連携会議の要望活動によって大きな財源確保は図られたものの、地方交付税の減少傾向は続いており、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、何よりも確固たる財政基盤の構築が重要となります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、従来の常識にとらわれない革新的な発想で、社会情勢の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していくとともに、合併前の厳しい財政状況に決して逆戻りすることのないよう、一層の事務効率化や施設統廃合といった行財政改革を断行していく必要があります。

このことから、令和7年度におきましても、常に危機意識を高く持ち、健全な財政運営を堅持しながら、山積する諸課題への対応はもとより、地場産業の振興、医療・福祉・教育の充実、さらには人口減少の抑制、社会資本整備等の推進など、多岐にわたる施策を積極的に展開してまいります。

これらを踏まえ、令和7年度予算では、令和7年度末に竣工を予定している災害対策本部としての役割も持った役場庁舎と遠軽地区広域組合庁舎を一体化した新庁舎の整備を推進するほか、旭野一般廃棄物最終処分場の埋立て完了に伴う新たな一般廃棄物最終処分場の整備、並びに遠軽小学校及び生田原コミュニティセンター「ノースキング」の大規模改修事業を円滑に進めるための所要経費などを計上いたしました。

また、第1次産業をはじめとする産業の担い手と雇用を確保し、地域資源を最大限に活用した産業振興を図るとともに、遠紋地域の中心地としての役割を果たすべく、医療提供体制の確保と教育環境の充実を推進するなど、将来にわたり住民が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを基本に据え、予算を編成いたしました。

そして何より、本議会に提案をいたしました第3次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 未来に響く 豊かなまち」の実現に向けて邁進してまいりますので、町民並びに議員の皆様には、今後とも格別の御支援と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

次に、令和7年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然が調和したまちづくり」については、本町には古来からの自然と先人が築いた自然があり、これらを次世代へ継承し、自然との共存を町民全体で認識し、人と自然が調和した持続可能なまちづくりを推進してまいります。

また、道路や交通などの生活基盤についても自然環境への負荷を低減しつつ、安全で快適な基盤整備を進めてまいります。

森林については、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止、さらに木材の生産などの多面的機能を有していることから、大切な自然環境を守りつつ、木材利用を進め、持続可能な森林整備を行ってまいります。

河川整備については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える空間としつつ、災害に強い河川づくりを行ってまいります。

なお、道河川の整備については、生田原川において、国道242号荒瀬橋上流の河道整備、また支湧別川において砂防工事が予定されています。

町道整備については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急

度を考慮し、道路改良舗装工事を実施してまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される旭川・紋別自動車道及び命の道路とも言える遠軽北見道路の整備については、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽停車場線の無電柱化に係る工事及び遠軽雄武線道路拡幅工事が予定されています。

公共交通については、人口減少と少子高齢化が進む中、町民の皆様の暮らしに必要な移動手段を確保するため、町内バス路線の見直しなど、町民ニーズに合致した交通ネットワークの構築を目指すとともに、同じような生活圏を持つ湧別町及び佐呂間町と連携し、持続可能な地域公共交通の在り方について、調査・検討を継続してまいります。

J R石北本線については、北海道全体の路線であるという認識の下、関係団体とともに存続に向けた活動に取り組んでまいります。

二つ目の「キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり」については、住宅環境や水・ごみ処理等の生活環境のきれいさを維持し、住みごこちのよさを充実させてまいります。

また、消防・救急体制の充実や災害・犯罪への備えを確立し、明るく安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については、住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、遠軽地域では川岸団地公営住宅長寿命化改修工事、丸瀬布地域では若葉団地公営住宅長寿命化改修工事、白滝地域では西区第2団地公営住宅長寿命化改修工事及びこれに即した公営住宅解体工事の実施など、これからも地域に合った適切な管理を行ってまいります。

また、年々増加する空き家等については、空き家等対策計画に基づき、空き家等の発生の抑制と適正管理を推進するとともに、周辺環境に多大な悪影響を及ぼす管理不全空家や特定空家等への対策に取り組んでまいります。

上下水道の充実については、配水管の更新を行い、安全で安心な水道水の供給に努めるとともに、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び下水処理場の整備を進めてまいります。

防災体制の充実については、これまで中央幹線排水路の放水路や清川浄水場の滞水池「えんため〜る」を整備するなど、さまざまな対策を講じてきたところですが、近年、今までの常識では想定できない局所的な自然災害が全国各地で起きています。

このため、道内でも先駆的な訓練として高い評価を得ている、関係機関と連携した遠軽町災害対策本部図上訓練を実施し、災害対処能力の向上や防災対策に関する機能強化を図ってまいります。

また、隔年で実施している総合防災訓練を実施し、自助・共助の精神など町民の防災意識を高めてまいりますとともに、災害対応に必要な物品等を計画的に購入しながら、

町民の安全確保に努めてまいります。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めるとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなえんがるリサイクルセンターの運営及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つ目の「創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり」については、本町は豊かな自然を生かした農林業と交通の要衝として商工業が発展し、現在の町を形成してきました。近年の労働力の減少や経済規模の縮小など厳しい状況の中で、地域経済活性化と雇用創出を図り、後世につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、国・道の支援策を積極的に活用しながら、経営の継続を支援し、農業・農村環境の維持を図ってまいります。

農業担い手対策については、新規就農者が著しく増加しており、今後も新規就農を推進していくほか、後継者の確保にも積極的に取り組んでまいります。

畜産関係では、家畜防疫対策や酪農ヘルパー利用推進事業を推進していくほか、計画的な飼料確保を目的に畜産担い手育成総合整備事業に取り組んでまいります。

農業農村整備対策については、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農村環境の持続的な維持につなげてまいります。

鳥獣被害防止対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力を得ながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を行うため、ハンターが所属エリア以外でも活動できるよう取り組むとともに、電気柵の活用により、生産者の積極的な自己防衛を喚起しながら、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、木材利用の促進や未利用材の有効活用に資するための機械導入支援など、森林環境譲与税を活用しながら進めていくとともに、関係団体と連携しながら、森林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、物価高騰により厳しい経済状況が続く中、地域経済の持続及び活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」をはじめとする観光施設の充実を図るとともに、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」などの地域の魅力と資源を生かした、特産品開発支援や観光地づくりと地域ブランド化を推進してまいります。

四つ目の「誰もが安心して未来へつながるまちづくり」については、町民が将来にわたり安心して元気に生活できるよう、健康で生きがいを持ち、地域で支え合う優しいまちづくりを進めてまいります。健康づくりや身近な医療・福祉サービスの確保、地域のつながりや支援体制の強化を図り、生き生きと健やかに暮らせる町を目指してまいります。

保健対策の充実については、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し、健康増進、保健予防の普及に取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、産婦人科医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めているところです。現在、遠軽厚生病院では産婦人科医師が2人体制ですが、診療体制充実のため、引き続き医師確保に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、遠軽町子ども・子育て会議におけるさまざまな議論を踏まえ、次世代育成への取組を推進してまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

障がい者・児福祉の充実については、障がいの有無にかかわらず希望する地域での生活が続けられるよう関係団体と連携し、体制の整備を進めてまいります。

五つ目の「文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり」については、人づくりはまちづくりの根幹です。本町の文化・特色を知り、地域資源を活用した学びにより、地域づくりに貢献できる人材を育成し、町民一人一人が心身ともに豊かな生活を送れるよう、学習・文化・スポーツ活動の環境を整えてまいります。

学校教育の充実については、学校・家庭・地域と連携を図りながら、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安全・安心に学習できる環境整備に努めてまいります。

また、少子化が進む中、地域の教育力を維持するためには、遠軽高等学校の5学級を維持することが重要です。町ではこれまで、同校に対して学習面・部活動面での支援、通学者への助成、下宿整備への補助などを行ってきました。その結果、通学区域外からの生徒数が120人を超えるなど、同校の魅力化の成果が現れるとともに、人口増加の取組としても全国的にも有数なものとなっております。今後も同校への支援を継続し、地域の教育水準を維持してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進めるとともに、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

文化財関係につきましては、令和5年に日本最古の国宝に指定された北海道白滝遺跡群出土品1,965点により「日本最古の国宝のまち 遠軽町」をPRするため関係諸団体と連携し、さらなる文化の振興と観光による地域活性化の起爆材となるよう町全体で取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、スポーツ関係団体と連携し、各

種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ってまいります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などのスポーツ施設をはじめ、えんがるロックバレースキー場の夏季・冬季両面の利用促進と各種スポーツ大会、スポーツ合宿の受入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「みんなで拓く未来のまちづくり」については、１０年、２０年先を見据えたまちづくりのため、情報共有と対話を充実させ、協働のまちづくりを目指してまいります。

また、協働のまちづくりを進めるためには、情報の共有が基盤となることから、スマートフォンがますます身近になっている現在、情報発信や問合せ等の強化を図るため、遠軽町の公式ＬＩＮＥの機能を拡充してまいります。

行政改革については、第４次遠軽町行政改革大綱に基づき、常に変革する社会経済情勢や地域の課題、町民ニーズ等に柔軟に対応することのできる持続可能な自治体運営の確立を目指し、行政サービスの向上や事務事業の効率化などを進めるとともに、合併前の厳しい財政状況に決して逆戻りすることのないよう、公共施設等総合管理計画や公共施設の見直し方針を基本とし、公共施設の統廃合等に取り組んでまいります。

また、新庁舎の建設に伴い、窓口業務支援システムやセミセルフレジを導入し、窓口サービスの向上を図ってまいります。

国の防衛、災害派遣など重要な任務を持つ陸上自衛隊遠軽駐屯地については、国家の防衛のみならず、医療・福祉・教育などにおいても本町のまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、関係団体と連携を図り、あらゆる機会を通じて存置及び部隊増強に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和７年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和７年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、公債費及び扶助費の増により、前年比３．８％増、投資的経費は、新庁舎建設工事及び遠軽小学校大規模改修工事による普通建設事業費の増により、前年比１６５．１％増、その他の経費は、物件費等の増により、前年比４．６％の増となり、総額で前年比３７．５％増の２３６億３，１００万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計２０億９，９３０万円、後期高齢者医療特別会計４億１，６７２万９，０００円、介護保険特別会計２１億２，２４１万円の３会計で４６億３，８４３万９，０００円とし、企業会計については、水道事業会計１１億８４６万８，０００円、下水道事業会計１７億４，７１８万７，０００円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和７年度予算は、

前年比26.2%増の311億2,509万4,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和7年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、デフレ脱却のための総合経済対策として実施された定額減税が一部終了したことに伴い、前年比8.5%増と見込んだところです。

また、固定資産税では、償却資産の過去の動向を踏まえ、前年比3.5%増としております。

これによりまして、町税総額は前年比4.7%増の21億2,260万4,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要因を勘案し、計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、合併20周年記念事業、町史編さん、新庁舎建設、遠軽高等学校通学者等助成、総合行政情報システム標準化対応業務に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、住民活動支援事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会等への補助、介護人材の育成や外国人介護職員人材確保に係る助成、各種福祉団体の活動支援、高齢者、障がい者・児の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援及び医療機器整備事業費補助、空き家等の対策に要する経費、医科診療所及び歯科診療所運営に要する経費、一般廃棄物最終処分場整備に係る負担金及びし尿処理施設整備に係る負担金等を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農作物栽培奨励事業、農業関係団体助成事業、農業担

い手対策事業、畜産担い手育成総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策事業、緑化推進事業、町有林整備事業、民有林振興対策事業、林業振興一般経費、国産材需要開発センター木楽館管理事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工関係団体の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンター大規模改修実施設計業務委託、ロックバレースキー場リフト原動装置更新工事、道の駅遠軽森のオホーツクツリートレッキング塗装工事に要する経費等を計上したところです。

土木費の橋梁関係では、橋梁点検業務委託、橋梁長寿命化工事、道路関係では、安国源線の舗装新設工事、1条通の歩道整備工事に要する経費等を計上したところです。

河川関係では、丸大川、佐竹川の河川改修工事に要する経費等を計上したところです。

町営住宅関係では、川岸団地公営住宅、若葉団地公営住宅の長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、遠軽地区広域組合事務局・消防本部、消防署の新庁舎整備、消防サイレン更新に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、災害時用備蓄品、災害対策本部図上訓練や総合防災訓練に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学習環境の整備、学校教育における諸活動、中学校教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書の購入、小学校GIGAスクール端末の更新、遠軽高等学校の学級数維持・生徒確保を支援するための経費を計上したところです。

学校施設整備では、2か年計画の1年目となる遠軽小学校大規模改修工事等に要する経費を計上したところです。

学校給食関係では、給食食材の高騰に伴う児童・生徒の給食費値上げ分を保護者負担軽減のため給食費の一部を負担する経費、遠軽小学校から安国小学校への給食配送に伴う経費を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」を収蔵する埋蔵文化財センター管理運営経費、合併20周年を記念した公演事業の開催に要する経費、図書館・室の管理運営に要する経費等を計上したところです。

社会体育関係では、スポーツ合宿誘致活動に要する経費のほか、えんがる球場大規模

改修工事実施設計業務委託、スポーツ公園施設の照明設備改修に要する経費を計上したところとす。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、国民健康保険制度改革による令和12年度全道統一保険料に向けた段階的な税率改正を行うとともに、引き続き町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努めてまいります。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業費納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところとす。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,143人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところとす。

介護保険特別会計については、第9期介護保険事業計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を6,918人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところとす。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を8,851戸と予定し、収益的収入では、水道料金等6億2,115万4,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、6億8,432万8,000円を計上したところとす。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等2億1,678万4,000円、資本的支出では、国道242号（南町3丁目）水道管布設替工事、生田原水穂水道管移設工事、清川浄水場機械設備更新工事及び企業債償還金等として、4億2,414万円を計上したところとす。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を7,007戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等10億3,730万6,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、10億1,848万2,000円を計上したところとす。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等3億6,540万8,000円、資本的支出では、国道242号（寿町）公共下水道工事、太田団地3条通ほか公共下水道工事

などの管渠工事、遠軽下水処理センター電気設備更新工事及び企業債償還金等として、7億2,870万5,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、職員の自死事案に係る事実確認及び法的責任等に関する調査を第三者に委任することにより、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、国における「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の任期満了に伴い、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の議決を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号第3次遠軽町総合計画を定めることについては、本計画を定めたいので、遠軽町議会基本条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町町史編さん委員会条例の制定については、町史編さんに関する調査及び審議を行う附属機関を置くため、条例を定めるものです。

議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、懲役及び禁錮の字句を拘禁刑に改正するため、条例を定めるものです。

議案第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理については、引用条項を整理するほか、所要の規定を改正するため、条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大し、及び仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講じるため、条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正については、各申請手数料の規定を整理するため、条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正については、新町定住6号団地21棟の解体に伴い、関係規定を整理するため、条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正については、飲食提供施設の使用料を設定し、及び軽食コーナーの使用料を改定するため、条例を定めるものです。

議案第 1 1 号遠軽町温泉分湯条例の一部改正については、町が採取した温泉の使用方法及び使用料を改正するため、条例を定めるものです。

議案第 1 2 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、引用条項を整理するため、条例を定めるものです。

議案第 1 3 号遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例の廃止については、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって丸瀬布ふるさと公園を廃止するため、条例を定めるものです。

議案第 1 4 号町道路線の変更については、一般交通の用に供する必要がなくなったため、町道路線の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 1 5 号令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 2 号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方譲与税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれ目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、ふるさと納税寄附金の増加に伴う報償費等、医療機関・福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金、中小企業等事業継続支援金、生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金、戸籍振り仮名対応に係る経費、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、燃料価格高騰に伴う小・中学校の燃料費、物価高騰に伴う学校給食賄材料費などを計上するとともに、文書管理システム導入業務委託料、衆議院議員選挙事務費、ごみ処理場管理事業、小学校及び中学校建設事業などの減額については、執行精査等により補正するものです。

議案第 1 6 号令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、介護サービス等給付費、介護予防サービス等事業費及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第 1 7 号令和 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 4 号）及び議案第 1 8 号令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）については、事務事業の執行精査等により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、令和 7 年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

令和 7 年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、令和7年度に実施します主な施策について、学校教育から申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、急激に変化する時代の中で、「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」の下、学び合う子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を認め合い、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。

本町におきましては、小学校と中学校は緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼・保、高校へと広げながら、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、学校教育の推進に努めているところです。

教育委員会としましては、引き続きその連携を基にして、「知育」・「徳育」・「体育」のバランスの取れた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く知識・技能の習得に努めてまいります。

第二には、習得した知識・技能を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、思考力・判断力・表現力等を育ててまいります。

第三には、学校・家庭・地域社会の三者が連携を図り、広く児童・生徒の学習に関わりながら、教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、学びの質を高め、学びに向かう力、人間性等を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の豊かな心を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、豊かな人間性を培ってまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の健やかな体を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適正に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

次に、学校教育の重点事項について申し上げます。

一つ目に、学校教育の推進につきましては、子どもたちの生きる力と、郷土を愛する心を育むため、「知育」・「徳育」・「体育」の育成に努めるとともに、学校・家庭・地域との連携を図りながら、体験教育の充実や地域の特色ある教育活動を推進してまいります。

二つ目に、学習環境の整備につきましては、全ての子どもたちが安心して学び、成長できるよう学習支援の充実を図るとともに、安全で快適な学習環境を提供するため、学校施設の整備に努めてまいります。

また、丸瀬布・白滝区地域の学校の在り方につきましては、引き続き地域の実情を考慮しながら、学校・保護者・地域と協議を重ね、慎重に検討を進めてまいります。

三つ目に、高等学校への支援につきましては、町内唯一の高等学校である北海道遠軽高等学校に対し、町長部局と連携しながら、魅力ある学校づくりを支援してまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校の教育振興では、特別支援教育支援員及び英語指導助手の配置、教育相談・不登校対策の体制整備、中学校教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書の購入を実施してまいります。

I C T教育では、G I G Aスクール構想に基づく1人1台端末の全小学校分の端末更新、中学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書の導入、小・中学校の1人1台端末のフィルタリングソフト更新など、I C T教育推進のための環境整備を実施してまいります。

就学援助では、要保護・準要保護児童生徒の保護者に対して援助するとともに、新入学学用品費を入学前に支給してまいります。

小・中学校の施設整備では、2か年計画の1年目となる遠軽小学校大規模改修工事、生田原中学校暖房設備改修工事など、学校施設の環境整備を実施してまいります。

教職員住宅の環境整備では、西町教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援では、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援、また、学級数維持・生徒確保を支援するための補助を実施してまいります。

学校給食では、遠軽小学校共同調理場設置に伴い、遠軽小学校から安国小学校へ給食配送を円滑に行うとともに、老朽化した施設の修繕など、安全・安心な給食を提供するための環境整備を実施するほか、高騰する給食食材費の影響による児童・生徒の給食費の一部について国の交付金を充当し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

人口減少に伴う少子化や高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、人生100年時代を一人一人が豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるため、多様で複雑化する課題の解決に向けた取組が求められています。

本町におきましては、令和4年度から令和8年度における第4次遠軽町社会教育中期計画に基づき、町民主体による学習活動、文化・スポーツなどを通じて生きがいを創造し、豊かな「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を目指すことを社会教育目標達成の新たな視点としており、社会教育の重点事項として取り組んでまいります。

一つ目の「人づくり」につきましては、自主的な学びを通じて、目的や意識を持って学ぶ人づくりのための環境整備が必要であり、学びや活動を通して自ら考え、よりよい

地域づくりのために貢献できる人づくりに取り組んでまいります。

二つ目の「つながりづくり」につきましては、地域住民がつながり合うこと、互いに刺激し合うことが、お互いの成長につながります。人と人、地域と地域が学びの中からつながり合うことで、将来の地域を担うための人材づくりに取り組んでまいります。

三つ目の「地域づくり」につきましては、地域づくりは一体感が大切です。このため、地域住民一人一人が自分のこととして「わがマチ」のことを考え、地域を知り、学び、生かすためにも、今ある地域資源の活用に取り組んでまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

青少年教育では、未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携の下、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、優れた芸術や文化に触れる機会や、発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

家庭教育では、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、今後も家庭の教育力向上を推進するため、保護者に対する学習機会の提供やオンラインを活用した子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

成人・高齢者教育では、成人教育やシニア教育の活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し支援を実施してまいります。

芸術・文化活動の振興では、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点とし、指定管理者である遠軽商工会議所との連携を図り、日常的な芸術・文化活動や発表の機会、交流の場の充実に努めるとともに、文化の伝承と次代を担う人材の育成など、文化団体が連携し、活動の活性化を図るための支援を実施してまいります。

また、施設整備としまして、北海道の無電柱化事業に合わせて防災機能の向上等を目的として、芸術文化交流プラザ無電柱化工事を実施してまいります。

さらには、遠軽町合併20周年を記念した各種公演事業を開催し、町民へ優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供してまいります。

喫緊の課題であります学校部活動の地域移行につきましては、文化庁及びスポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度からの3年間を改革推進期間として位置づけており、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組むこととしております。本町では、令和5年12月に遠軽町部活動地域移行検討協議会を設置し、町内中学校における部活動の環境構築、地域における子どもたちの活動の機会確保及び教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に対して今後も継続的に取り組んでまいります。

文化財では、令和5年6月27日に日本最古の国宝に指定された北海道白滝遺跡群出土品を主とする貴重な資料の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センターのさらなる活用と、火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介・展示する遠軽町白滝ジオパーク交流セ

ンターとの連携を図り、文化財の保護と普及に努めてまいります。

社会教育施設の整備では、建設後30年以上経過するものも多くあるため、令和6年11月に策定された遠軽町公共施設見直し方針に基づき、施設の統廃合も含め、計画的な整備に取り組んでまいります。

4図書館・室では、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

スポーツの振興では、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力の下、開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設では、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日・開館時間の見直しや、町民ニーズに応えた自主事業の取組などを展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後もさらなる利用者サービスの向上に努めてまいります。

また、社会体育施設の整備としましては、省エネ及び水銀灯などの製造中止に備えた遠軽地域スポーツ公園の夜間照明のLED化と、劣化が進んでいるえんがる球場の大規模改修工事に向けた実施設計委託を行ってまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会としましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法の精神を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、本町の教育の目指す姿であります「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」の具現化に向け、引き続き、学校・家庭・地域の皆様と連携を図りながら、活力ある持続可能な教育行政の推進に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和7年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（杉本信一君） 11時20分まで、暫時休憩といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを

議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第8号につきましては、職員の自死事案に係る事実確認及び法的責任等に関する調査を第三者に委任することにより、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、令和6年12月19日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ305万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を180億3,788万2,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に305万1,000円を追加し、総額を2億5,493万2,000円としたものです。これにより、歳入合計180億3,483万1,000円に305万1,000円を追加し、総額を180億3,788万2,000円としたものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に305万1,000円を追加し、総額を48億1,277万9,000円としたものです。これにより、歳出合計180億3,483万1,000円に305万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の180億3,788万2,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費につきましては、令和6年11月に起きた職員の自死に係る公務災害の申請に当たり、公務起因性に関する事実確

認、事実関係及び原因の調査、町の法的責任に関する調査など、第三者の立場として弁護士事務所に委任するため、弁護士調査業務委託料に305万1,000円を追加したものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度繰越金305万1,000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページ、9ページ。

9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 今は内容別なのですが、この専決処分の内容に関する質問でも構いませんか。

○議長（杉本信一君） もう一度お願いします。

○9番（佐藤 登君） 今、事項別の予算の説明なのですが、この専決処分の内容の理由について説明を求めても構いませんか。金額でなくて、内容について。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 先ほどの専決処分書の案につきまして、町長から説明もあったと思いますけれども、今回、専決処分した理由としては、職員の自死事案に関わる事実確認及び法的責任等に関する調査を第三者に委任することにより、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽町一般会計補正予算を定めるとありますけれども、まず1点目にお聞きしたいのは、このような流れになった経緯と現状について、まずお伺いいたします。

2点目は、事実確認と法的責任、これは対象者は個人なのか、所轄する組織なのか、遠軽町全体を相手にした流れなのか。

3点目、第3者に委任するということは、具体的に内容を見ると弁護士となっておりますが、これは具体的には訴訟とか、そういうものが訴えられているかどうかについて伺います。

それと第4点目は、弁護士費用がなぜ300万円必要なのか、それはどこに使うの

か、今後どのような流れになるのかについてお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えをいたします。

まず、専決処分に至った理由の中の流れということでございますけれども、遺族のほうから公務災害を申請したい意向があったところでございます。この公務災害を申請するに当たりましては、公務と死因との間に相当の因果関係、公務の起因性が認められるのかどうか、そういったことをさまざまな資料を作っていく必要があります。そういった中で、事実関係、原因などを調査するに当たって、やはり第三者の立場として委任すべきという判断の下、専決処分という形で予算を編成したところでございます。

また、事実関係、法的責任につきましては、最終的には町としての部分になってくるということでございますので、誰か一個人の職員がそういった責任に問われるといったことは当然ないというところでございます。

訴訟とかそういったものは起きているわけではございませんので、まずは公務災害の申請に必要な書類を調製していく中で弁護士事務所に調査を委任しているということで御理解をいただきたいと思います。

3点目、今、併せてお答えをさせていただきました。最後の弁護士費用につきましては、今回の弁護士事務所に調査を依頼するに当たっては、305万1,000円の予算の内訳といたしましては、調査の着手金が53万9,000円となっているところであります。また、報酬金といたしまして、こちらが140万2,000円となっております。また、実費費用といたしまして、さまざまな書類を弁護士のほうで入手する際の実費費用を弁護士事務所にお支払いするといった費用となっております。また、旅費相当分といたしまして、弁護士が遠軽町に来て調査をする際にも経費がかかりますので、そういったもので110万円の旅費相当分の経費を計上しまして、合わせて305万1,000円という形になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 大まかには分かりましたけれども、課長のおっしゃっていた、現在はあくまでも公務災害であるかどうかの事実確認の調査ということで、具体的に訴訟とか裁判とかは起きていないということの事実でよろしいかと思っておりますけれども、この調査があくまでも町ということになれば、もし町なり個人の責任なり部署の責任となった場合に、これは費用が、町を相手にしているということは、我々町民の税金を払うという形になるかと思っておりますけれども、事実関係を調べているうちには、公費を使う分には構わないと思っておりますけれども、いざ裁判とか訴訟になった場合に、町の公費を使うのはいかがかと思っておりますけれども、その辺についての見解をお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 佐藤議員、それは仮定の話であって、まだ目の前に起きている事態ではないので、今の質問を取り下げてください。

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤 登君） 失礼いたしました。今の質問については仮定でありますので、取り下げていただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

20 款繰越金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第 5 承認第 2 号

○議長（杉本信一君） 日程第 5 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 11 号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第 1 号につきましては、国における「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 11 号）を定めることについて、令和 7 年 2 月 17 日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 11 号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,125 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,913 万 2,000 円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたしま

す。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1億2,125万円を追加し、総額を13億4,807万1,000円としたものです。これにより、歳入合計180億3,788万2,000円に1億2,125万円を追加し、総額を181億5,913万2,000円としたものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1億2,125万円を追加し、総額を31億8,502万6,000円としたものです。これにより、歳出合計180億3,788万2,000円に1億2,125万円を追加し、総額を歳入歳出同額の181億5,913万2,000円としたものです。

次に、第2表繰越明許費について説明いたします。

3ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、3款民生費1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援給付金給付事業1億2,046万2,000円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、物価高騰対応重点支援給付金給付事業1億2,125万円につきましては、物価高騰対応重点支援給付金として、物価高騰による家計への負担が特に大きい令和6年度住民税非課税世帯に対して3万円、対象世帯内に18歳未満の児童がいる場合は、児童1人につき2万円を加算し給付するため必要な経費を計上したもので、職員に係る時間外及び休日勤務手当69万円、消耗品費21万8,000円、印刷製本費36万3,000円、通信運搬費134万円、銀行振込に係る手数料132万円、総合行政情報システム改修業務委託料31万9,000円、物価高騰対応重点支援給付金は、住民税非課税世帯を3,700世帯と見込み1億1,100万円、こども加算給付金を300人と見込み600万円、合わせて1億1,700万円を計上したものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,125万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

3款民生費、9ページ、10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 第2表繰越明許費、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（杉本信一君） 日程第6 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、國分悦子氏が令和7年6月30日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

氏名、國分悦子氏。住所及び生年月日は、それぞれ記載のとおりであります。

國分氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号

○議長(杉本信一君) 日程第7 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する御寄附を頂きました土屋崇行様であります。なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、2の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する御寄附を頂きました株式会社岩見田設計様であります。なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

以上、2件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第2号第3次遠軽町総合計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第2号第3次遠軽町総合計画を定めることについて御説明いたします。

本件は、遠軽町議会基本条例第11条第1項の規定により、第3次遠軽町総合計画を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求めるものであります。

初めに、総合計画の策定過程についてであります。令和6年2月に副町長を委員長とする総合計画策定推進委員会を設置しまして、具体的な策定事務に取りかかってきたところであります。昨年8月から11月にかけては、町民の皆さんと町職員で構成する総合計画策定ワーキングチームを組織し、全体会議3回、五つの専門部会で延べ28回の協議・検討を重ね、素案を取りまとめました。このほか、無作為抽出した3,000名に対する町民アンケート調査、遠軽高校生へのアンケート調査、パブリックコメント手続などにより、町民の意見反映に努めてまいりました。昨年12月には、町長の諮問機関である総合計画審議会に諮問し、本年2月18日に答申をいただいております。

別紙第3次遠軽町総合計画（基本構想）をお開き願います。

要点のみ説明させていただきます。

まず2ページであります。1、まちづくりの基本理念につきましては、まちづくりにおける町民の行動規範を表す遠軽町町民憲章と遠軽町まちづくり自治基本条例第2章に掲げる精神を本計画の基本理念とし、歴史と伝統を礎に町民相互の和を尊重し、人と自然が共生する個性豊かで活力あるまちづくりを目指すこととしております。

3ページをお開き願います。

2、まちの将来像は、「森林と清流 未来に響く 豊かなまち」に設定しました。豊かな自然を次代に引き継ぐ思いを、本町の自然を象徴する「森林」と「清流」に込め、「豊かなまち」には安全・安心で住みよいまちを実現すること、経済に活力があること、教育や文化が豊かであることなど、さまざまな豊かさをバランスよく実現するという思いを込めております。「未来に響く」には、この10年間のまちづくりをさらに20年、30年先まで響かせたいとの思いを町の文化的特徴でもある音楽の要素も入れて表現をしているところであります。

次に、4ページから6ページまでの3、人口の見通しでは、国立社会保障・人口問題研究所の推計で、令和16年の本町の人口は1万5,014人となっており、今後も人口の減少、少子高齢化が一層進行し、人口年齢構成が大きく変化することは避けられません。こうした中で、本計画の最終年度である令和16年の人口を1万5,400人と設定し、人口減少や少子高齢化の抑制に向けた各種施策を推し進めることとしております。

《令和7年3月6日》

7 ページをお開き願います。

4、土地利用基本構想でありますが、本町の自然豊かな土地は、限られた資源であるとともに、町民の生活や生産に関わる諸活動の基盤となることから、長期的、計画的な秩序ある土地利用を進めるため、都市地域、農業地域、森林地域、観光・レクリエーション地域について、基本的な土地利用の方向を定めていきます。

9 ページをお開き願います。

5、まちづくりの大綱（基本方針）でありますが、さきに説明した将来像の実現を目指すため、「人と自然が調和したまちづくり」、「キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり」、「創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり」、「誰もが安心して未来へつながるまちづくり」、「文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり」、「みんなで拓く未来のまちづくり」の六つの基本方針を設定しております。

11 ページ及び12 ページまでは、計画の体系として一覧にしております。

次に13 ページからの基本計画でありますが、基本構想に示したまちづくりの体系における施策目標ごとに、基本的な考え方、主要な施策などの方向性を示しております。

14 ページをお開き願います。

基本方針1「人と自然が調和したまちづくり」、基本目標1「永遠に続く豊かな自然づくり」、施策目標1「自然と人が奏でる潤いあるまちへ」を例に基本計画の構成について御説明します。

最初に現状と課題、次に基本的な考え方、施策、指標、関連する計画及び関連性の高いSDGsを位置づける構成としております。以下の施策目標においても同様の構成としております。

25 ページからは、基本方針2「キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり」、44 ページからは、基本方針3「創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり」、63 ページからは、基本方針4「誰もが安心して未来へつながるまちづくり」、79 ページからは、基本方針5「文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり」、94 ページからは、基本方針6「みんなで拓く未来のまちづくり」について記載をしております。

次に、赤番資料4を御覧いただきたいと思います。

第3次遠軽町総合計画に関する資料であります。

1 ページから18 ページまでが本計画を策定するに当たっての前提を整理した「総合計画の策定にあたって」、19 ページから32 ページまでが「前期実行計画 事務事業体系」となっております。33 ページから36 ページまでが「前期実行計画 個別計画体系」であります。37 ページから45 ページまでが「想定ハード事業（令和7年度～11年度）一覧表」ということで、46 ページから51 ページまでが、「想定ハード事業（令和12年度～16年度）一覧表」となっております。52 ページには、「持続可能な開発目標（SDGs）の推進について」を掲載しております。

こちらの3 ページをお開きください。

総合計画の策定に当たっての本計画の位置づけについて御説明します。

(1) 計画の性格についてであります。本計画は、遠軽町まちづくり自治基本条例第25条第1項に基づく総合計画として町の将来を展望し、長期的な視点に立った発展の方向性と将来の目標、それを実現するための町政の指針や取り組む内容などを定め、まちづくりにおける最上位計画に位置づけします。

(2) には、計画の構成として、まちづくりの基本理念、将来像、基本方針を示した基本構想、基本構想の実現に向けて施策を示した基本計画、基本計画を実行するための事務事業などを示した実行計画で構成しております。

4ページをお開きください。

(3) 計画の期間につきましては、令和7年度から令和16年度としますが、基本計画及び実行計画につきましては、より実行性のある計画とするため、中間年度で見直しを行い、令和12年度から令和16年度までの後期分を改めて策定します。

37ページから51ページまでの想定事業につきましては、財政状況や社会情勢などを鑑みて、事業の延期や中止などの変更の可能性がございます。一方で、掲載されていない事業でも、社会情勢の変化などに対応し、早急に取り組む可能性があることについても、御理解をいただくようお願いいたします。

以上で、議案第2号第3次遠軽町総合計画を定めることについての説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号第3次遠軽町総合計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第3号遠軽町町史編さん委員会条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第3号遠軽町町史編さん委員会条例の制定について御説明いたします。

町史につきましては、平成１７年の町村合併以降発行していないことから、開基１３０周年を迎える令和９年を節目として町史を制作するため、令和７年度から編さん作業を進めるところであります。本案は、町史の編さんに関する調査及び審議を行う附属機関を置くため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町町史編さん委員会条例であります。

本条例は、全９条と附則で構成するものであります。

第１条は設置の規定であり、町史の編さんを円滑に行うため、同委員会を設置するものであります。

第２条は所掌事務の規定であり、第１号から第３号までに掲げる事項について、調査及び審議を行うものであります。

第３条は定数の規定であり、委員会の委員の定数を８人以内とするものであります。

第４条は委嘱の規定、第５条は任期の規定であり、委員の任期は町史が発刊されるまでとするものであります。

第６条は委員長及び副委員長の規定であり、委員の互選により委員長及び副委員長を置くものであります。

第７条は会議の規定、第８条は庶務の規定であり、総務部総務課において処理するものであります。

第９条は委任の規定であります。

次のページを御覧願います。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものであります。

以上で、議案第３号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第３号遠軽町町史編さん委員会条例の制定については、なお審査の必要があると思われまので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第１０ 議案第４号

《令和７年３月６日》

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮の字句を拘禁刑に改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

この条例は、全5条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例であり、第24条第3号及び第4号並びに第25条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」にそれぞれ改めるものであります。

2ページを御覧願います。

第2条関係は、遠軽町環境保全条例であり、第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第3条関係は、遠軽町行政不服審査会条例であり、第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第4条関係は、遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例であり、附則第3条第4項、そして次のページの第5項、第6項、第7項中「懲役」を「拘禁刑」にそれぞれ改めるものであります。

第5条関係は、遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例であり、第53条、第54条、第55条中「懲役」を「拘禁刑」にそれぞれ改めるものであります。

新旧対照表の前の別紙の1ページに戻っていただきまして、附則第1項として、この条例は令和7年6月1日から施行するものであります。

附則第2項から次のページの附則第5項までは、経過措置としてそれぞれ規定するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につ

いてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 5 号

○議長(杉本信一君) 日程第 1 1 議案第 5 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 議案第 5 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するほか、所要の規定を改正するため本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

この条例は、全 5 条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第 1 条関係は、遠軽町税条例であり、引用条項の整理としまして、第 3 6 条の 2 第 1 0 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に、第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に、第 8 9 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に、2 ページの第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に、第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」にそれぞれ改めるものであります。

3 ページを御覧願います。

第 2 条関係は、遠軽町都市計画税条例であり、引用条項の整理として、附則第 9 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改めるものであります。

4 ページを御覧願います。

第 3 条関係は、遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例であり、引用条項の整理として、第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、同条

第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」にそれぞれ改めるものであります。

第4条関係は、遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例であり、引用条項の整理として、第4条第2項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めるものであります。

第5条関係は、遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例であり、引用条項の整理とともに、所要の規定を改正するものとしまして、次のページにかけての第2条第4項は規定の整理であり、同条第10項は規定の整理とともに引用条項の整理として、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めるものであります。

第12条第5項は規定の整理であり、同項の表第39条第1項第1号の項は、引用条項の整理として、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものであります。

次のページの第17条第2項第1号、そして次の第19条第1項及び第2項、次の第32条第2項、次の第33条第3項、次の第39条第1項、次のページと同条第2項、次の第40条第3項、次の第48条、次の第49条は規定の整理でありまして、それぞれ改めるものであります。

新旧対照表の前の別紙の2ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第12 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第6号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等

に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第6号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大し、及び仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講じるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第10条第2項は、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定であり、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものであります。

第17条は、介護休暇に関する規定であり、第1項に規定の配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定めるものを、「配偶者等」とする略称規定を定めるものであります。

第17条の3は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等として新たに加えるものであり、仕事と介護との両立に資する制度または措置を知らせるとともに、職員の意向を確認する措置を講じるものとして規定するものであります。

2ページを御覧願います。

第17条の4は、勤務環境の整備に関する措置として新たに加えるものであり、研修の実施や相談体制の整備などを講じるものとして規定するものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則第1項として、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。ただし、次項の規定は公布の日から施行するものであります。

附則第2項として、時間外勤務の制限の請求に係る経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 7 号

○議長(杉本信一君) 日程第 13 議案第 7 号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

米谷建設課長。

○建設課長(米谷克美君) 議案第 7 号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)の一部改正に伴い、引用条項を整理するほか、各申請手数料の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

今回の法令改正につきまして、概要を御説明いたします。

初めに建築基準法ですが、大きく三つありまして、一つ目、建築確認申請の対象となる建築物の規模の見直し、二つ目、建築確認申請に係る審査省略制度の対象規模の見直し、三つ目、限定特定行政庁の業務範囲の見直しとなります。三つ目の業務範囲の見直しにより、仮使用認定、建築設備の確認申請審査、建築行為の認定、大規模修繕または模様替に係る確認申請審査が現行業務に追加となります。

次に、建築物省エネ法ですが、省エネ基準適合義務について対象建築物の範囲が拡大され、改正後は住宅など全ての建築物において省エネ基準の適合が義務化されます。

条例改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、別紙を飛ばしまして、新旧対照表をお開きください。

1 ページから 4 ページ、別表第 2 (第 2 条関係)、建築確認、完了検査審査手数料ですが、建築基準法の改正による建築物の規模見直しに伴う変更といたしまして、手数料を徴収する事項の床面積の合計の区分を改め、1 の項は審査、2 の項は検査に関するそれぞれの金額を改定するものです。

次に、審査省略制度の対象規模の見直しに伴う変更といたしまして、金額欄に構造関係規定等の審査省略となる特例の場合を加えております。

次に、限定特定行政庁の業務範囲の見直しに伴う変更といたしまして、手数料を徴収する事項の 1 の項及び 2 の項及び備考(1)、(2)に、大規模修繕または大規模の模様替、建築設備を設置する場合を加えております。

次に、4 ページ、別表第 2 の 2 (第 2 条関係)、建築物省エネ法の改正により、建築

物省エネ法の仕様基準に適合するかどうかの審査をする場合における加算手数料を定め、表を加えております。

次に、４ページ、別表第２の３（第２条関係）、建築基準法の改正により、限定特定行政庁の業務範囲の見直しに伴う変更といたしまして、仮使用認定申請手数料を定め、表を加えております。

次に、４ページ、別表第３の２（第２条関係）で、建築基準法の改正により、限定特定行政庁の業務範囲の見直しに伴う変更といたしまして、既存建築物の大規模の修繕または大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定、道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料を定め、表を加えております。

次に、５ページから１２ページ、別表第９（第２条関係）、建築物省エネ法の改正による省エネ基準適合義務対象建築物の範囲が拡大に伴う変更といたしまして、建築物エネルギー消費性能適合判定手数料に住宅を追加し、床面積の合計を改め、金額を改定しております。

次に１２ページから２９ページ、別表第１０（第２条関係）、建築物省エネ法の改正による省エネ基準適合義務対象建築物の範囲が拡大に伴う変更といたしまして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に住宅及び共同住宅を加え、床面積の合計を改め、金額を改定しております。また、金額欄に評価機関の審査を受けた場合を加えております。

別紙に移りまして、２１ページ、附則としてこの条例は令和７年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第７号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第８号

○議長（杉本信一君） 日程第１４ 議案第８号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第8号遠軽町水道事業給水条例の一部改正について説明いたします。

遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、本条例を定めるものです。

水道法の規定により、水道事業者は水道の布設工事を施工する場合には、その職員、布設工事監督者を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならず、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、政令で定める資格を参酌して、当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者に行わせなければなりません。同じく水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならず、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、水道技術管理者は政令で定める資格を参酌して、条例で定める資格を有するものでなければならないとされております。

今回は、その政令が改正されたことにより、遠軽町水道事業給水条例についても改正をするものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業給水条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、1枚めくっていただいて、参考資料の新旧対照表により説明いたしますので、そちらを御覧願います。

布設工事監督者の資格について規定している第41条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年」を「1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年」を「2年」に改め、同条第3号中「短期大学（同法による専門職大学の前期課程）の次に」（以下「専門職大学前期課程」という。）を、「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」に、「5年」を「2年6月」に改め、2ページをお開き願います。同条第8号中「1年」を「6月」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号中「終了」を「修了」に、「2年」を「1年6月」に改め、前のページの1ページにお戻り願います。同号を同条第8号とし、第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を第7号とし、同条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校

等」という。)」を加え、「7年」を「3年6月」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に第6号として「高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を加え、第41条第3号の次に第4号として「短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を加え、次の2ページをまた御覧願います。第11号として「建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を加えるものであります。

次に、水道技術管理者の資格について規定している第42条第1号を「前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、第42条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の」を「専門職大学」に、「4年」を「2年」に、「同法による専門職大学の」を「専門職大学」に、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の」を「専門職大学」に改め、「（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を削り、「5年」を「2年6月」に、「7年」を「3年6月」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同条第5号中「外国の学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号の次に、第7条として、次のページですが、「技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限り。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」、第8号として「建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を加えるものです。

別紙の2ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 8 号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 9 号

○議長（杉本信一君） 日程第 15 議案第 9 号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

米谷建設課長。

○建設課長（米谷克美君） 議案第 9 号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、新町定住 6 号団地 2 1 棟の解体に伴い、関係規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきまして、参考資料により御説明いたします。

次のページ、新旧対照表をお開き願います。

別表第 1（第 3 条、第 13 条関係）中、新町定住 6 号団地 2 1 棟の項を削るものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 9 号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議長(杉本信一君) 日程第16 議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西商工観光課長。

○商工観光課長(大西公太君) 議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、飲食提供施設の使用料を設定し、軽食コーナーの使用料を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

別表第1中、「特産品販売施設」の次に「飲食提供施設、月額、売上額の20%」を加え、軽食コーナーの金額「40,000円」を「売上額の20%」に改め、備考2中「屋外店舗スペース」を「飲食提供施設、屋外店舗スペース」に改めるものです。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議長(杉本信一君) 日程第17 議案第11号遠軽町温泉分湯条例の一部改正につ

いてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事（倉内健一君） 議案第11号遠軽町温泉分湯条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、町が採取した温泉の使用方法及び使用料を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町温泉分湯条例の一部を改正する条例であります。

この条例の改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第1条については、入浴に使用する「分湯」という文言に対し、商品開発に使用するため「採湯」という文言を追加し、文言整理をしています。

第2条については、採湯についての説明を追加しています。

第3条については、採湯が加わったことによる文言整理、第4条については、商品開発を行う場合に採湯により温泉水を使用することができることを定めています。

第5条、第6条、第7条、第9条及び第9条の第2項については、文言の整理です。

第9条の第3項については、商品開発に係る使用料の設定、第12条については、文言の整理となっています。

附則といたしまして、本条例については、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町温泉分湯条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

◎日程第18 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第12号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第１２号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するため本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

附則第１２条中「附則第９条第３項」を「附則第９条第２項」に、附則第１４条第６項中「附則第９条第２項」を「附則第９条第６項に」それぞれ改めるものであります。

別紙に戻っていただき、附則として、この条例は、令和７年４月１日から施行するものであります。

以上で、議案第１２号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第１２号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１３号

○議長（杉本信一君） 日程第１９ 議案第１３号遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例の廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事（倉内健一君） 議案第１３号遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例の廃止について御説明いたします。

本案は、令和７年３月３１日をもって、丸瀬布ふるさと公園を廃止するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例を廃止する条例であります。

遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例（平成１７年遠軽町条例第１３９号）は、廃止する。
附則といたしまして、本条例については、令和７年４月１日から施行いたします。
以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第１３号遠軽町丸瀬布ふるさと公園条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第１４号

○議長（杉本信一君） 日程第２０ 議案第１４号町道路線の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事（倉内健一君） 議案第１４号町道路線の変更について御説明いたします。

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなったため、町道路線の一部を変更することについて、道路法第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更する町道は、丸瀬布地域の元町線でありまして、路線番号、路線名、起点・終点、重要な経過地、幅員・延長につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、資料により説明いたしますので、赤番５、町道路線の変更に関する資料をお開き願います。

１ページ目は、位置図でございます。対象路線は、丸瀬布元町地域から国道３３３号を一部重複し、ふるさと公園まで、図面中央丸印が起点で、三角印が終点になります。丸瀬布ふるさと公園の廃止に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなったため、終点を変更するものでございます。

２ページ目は、その詳細図でございます。上段の図面は変更前で、下段が変更後となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長(杉本信一君) 再開します。

◎日程第21 議案第15号から日程第24 議案第18号

○議長(杉本信一君) 日程第21 議案第15号令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)、日程第22 議案第16号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第23 議案第17号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算(第4号)、日程第24 議案第18号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)、以上、議案4件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長(今井昌幸君) 議案第15号令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ920万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を181億4,992万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

2款地方譲与税につきましては、3項森林環境譲与税に1,122万6,000円を追加し、総額を2億6,562万6,000円とするものです。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在

市町村助成交付金に１８万４，０００円を追加し、総額を４１８万４，０００円とするものです。

１１款地方交付税につきましては、１項地方交付税に２億６，７３９万６，０００円を追加し、総額を７５億６，７３９万６，０００円とするものです。

１３款分担金及び負担金につきましては、１項分担金を１３万４，０００円減額、２項負担金に２４８万９，０００円を追加し、総額を７，１６５万２，０００円とするものです。

１５款国庫支出金につきましては、１項国庫負担金に１，４５３万２，０００円を追加、２項国庫補助金に６，９３８万４，０００円を追加、３項委託金を２３５万５，０００円減額し、総額を１４億２，９６３万２，０００円とするものです。

１６款道支出金につきましては、１項道負担金に８２２万３，０００円を追加、２項道補助金に９，１８３万７，０００円を追加、３項委託金を１１８万４，０００円減額し、総額を７億８，８１０万円とするものです。

１７款財産収入につきましては、１項財産運用収入に２９７万３，０００円を追加し、総額を１億２，８０１万４，０００円とするものです。

１８款寄附金につきましては、１項寄附金に１，００４万３，０００円を追加し、総額を４億８，７４８万４，０００円とするものです。

１９款繰入金につきましては、１項基金繰入金を４億１，０５６万８，０００円減額し、総額を１０億２，０３４万２，０００円とするものです。

２０款繰越金につきましては、１項繰越金に９，７１８万２，０００円を追加し、総額を３億５，２１１万４，０００円とするものです。

２１款諸収入につきましては、５項雑入に６６万９，０００円を追加し、総額を５億７，９２６万１，０００円とするものです。

２２款町債につきましては、１項町債を１億７，１１０万円減額し、総額を２３億８，６０３万１，０００円とするものです。

これにより、歳入合計１８１億５，９１３万２，０００円から９２０万３，０００円を減額し、総額を１８１億４，９９２万９，０００円とするものです。

次に、２、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

１款議会費につきましては、１項議会費を２０１万円減額し、総額を８，０２２万７，０００円とするものです。

２款総務費につきましては、１項総務管理費に１億２，９０６万５，０００円を追加、３項戸籍住民基本台帳費に４８９万８，０００円を追加、４項選挙費を２３５万５，０００円減額し、総額を４９億４，４３８万７，０００円とするものです。

３款民生費につきましては、２項児童福祉費に４，５９６万１，０００円を追加し、総額を３２億３，０９８万７，０００円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を62万8,000円減額、2項清掃費を4,421万3,000円減額し、総額を17億5,931万5,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に9,415万4,000円を追加、2項林業費を833万9,000円減額し、総額を6億1,949万4,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を249万2,000円減額し、総額を5億4,739万9,000円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に9,000円を追加、2項道路橋梁費を6,595万7,000円減額、3項河川費を44万5,000円減額、5項下水道費を267万5,000円減額、6項住宅費を218万1,000円減額し、総額を15億9,101万4,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を2,392万円減額し、総額を5億8,768万2,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に7,000円を追加、2項小学校費を7,353万5,000円減額、3項中学校費を4,193万9,000円減額、4項学校給食費に312万8,000円を追加、5項社会教育費を190万6,000円減額、6項保健体育費を730万1,000円減額し、総額を18億7,979万円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費を652万9,000円減額し、総額を28億6,606万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計181億5,913万2,000円から920万3,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の181億4,992万9,000円とするものです。

次に、第2表繰越明許費補正について説明いたします。

3ページを御覧ください。

繰越明許費の追加につきましては、2款総務費1項総務管理費、物価高騰対応重点支援事業6,652万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業754万9,000円、6款農林水産業費1項農業費、農業関係団体助成事業9,196万4,000円、畜産担い手育成総合整備事業365万2,000円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第3表地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、新庁舎整備事業から中学校改修事業までの限度額を、それぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から

説明いたします。

なお、事業の完了や執行見込み等による補正につきましては、事業名と金額のみの説明とさせていただきます。

14ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費につきましては、議員報酬及び期末手当等201万円の減額です。

16ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、総務一般経費1,273万6,000円の減額です。

5目財産管理費につきましては、本庁舎管理事業182万3,000円の減額です。

6目企画費につきましては、企画一般経費400万円の減額、移住定住促進事業934万5,000円の減額、地域拠点施設整備事業180万円の減額です。ふるさと納税促進事業779万1,000円につきましては、寄附額の増加が見込まれるため、ふるさと納税返礼品用の報償費475万円3,000円、返礼品発送等に係る通信運搬費98万4,000円、ふるさと納税受付等業務委託料205万4,000円をそれぞれ追加するものです。

7目支所及び出張所費につきましては、白滝支所管理事業141万1,000円の減額、丸瀬布支所管理事業100万2,000円の減額です。

8目交通対策費につきましては、町営バス運行事業124万2,000円の減額です。

10目自治振興費、生活安全灯管理事業23万1,000円の減額につきましては、電気料金に不足が見込まれることから、光熱水費93万5,000円を追加、遠軽地域生活安全灯改修工事116万6,000円の減額です。

11目電算管理費につきましては、電算システム管理事業323万6,000円の減額です。

14目諸費につきましては、税外収入還付274万7,000円の追加です。

15目基金運営費、基金運営事業7,354万8,000円につきましては、基金利子により、財政調整基金積立金183万7,000円を追加。

18ページをお開き願います。

普通交付税の追加交付により、減債基金積立金5,197万8,000円を追加、指定寄附金、ふるさと納税寄附金及び基金利子により、まちづくり振興基金積立金に646万1,000円を追加、企業版ふるさと納税及び基金利子により、まち・ひと・しごと創生基金積立金に140万2,000円を追加、基金利子により地域振興基金積立金に62万7,000円を追加、基金利子により名寄線代替輸送確保基金積立金に4,000円を追加、交付見込みにより、森林環境譲与税基金積立金に1,123万9,000円の追加です。

16目物価高騰対策費、物価高騰対応重点支援事業8,180万5,000円につきましては、令和6年11月に国が策定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の趣旨を踏まえ、町民生活並びに事業者への支援をするため、緊急経済対策を行うための経費を計上するものです。

医療機関・福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金1,456万7,000円は、町内の医療機関、福祉サービス事業所など、132事業所に対し、物価高騰による負担を軽減するため支援金を支給するもので、予算を令和7年度に繰り越すものです。

保育施設給食費価格転嫁抑制事業支援金497万4,000円は、物価高騰により影響を受けている民間保育施設3施設に対し、給食費の値上げを行わずに、給食の栄養バランスや量を保った給食の提供を維持するため支援金を支給するもので、予算を令和7年度に繰り越すものです。

燃油価格高騰対策営農支援金490万円は、原油価格の高騰により影響を受けている農業者100名に対し、免税軽油使用見込量に応じた支援金を支給するもので、予算を令和7年度に繰り越すものです。

中小企業等事業継続支援金1,170万円は、物価高騰により影響を受けている中小企業等の事業継続を支援するため、法人160事業者、個人265事業者に対し支援金を支給するもので、予算を令和7年度に繰り越すものです。

温泉宿泊施設物価高騰対策支援金110万円は、物価高騰により影響を受けている民間温泉宿泊施設事業者を支援するため、瀬戸瀬温泉及びマウレ山荘に対し支援金を支給するものです。

特定事業燃料価格高騰対策支援金205万円は、原油価格の高騰により影響を受けている交通・運送事業者に対し、事業継続を支援するため、交通事業者3社、運送事業者22社に対し支援金を支給するもので、予算を令和7年度に繰り越すものです。

公共施設等物価高騰対策助成金1,600万円は、物価高騰により影響を受けている指定管理者の負担を軽減するため、道の駅遠軽森のオホーツク及び生田原コミュニティセンターの指定管理者に対し助成金を支給するもので、令和6年度に各600万円を支給し、令和7年度に各200万円を繰り越すものです。

生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金2,651万4,000円は、物価高騰等により停滞している町内消費の喚起を図るため、町内で使える生活応援プレミアム付商品券について、販売価格1冊1万円で1万2,000円分、プレミアム20%の商品券を1万冊発行する経費を計上するもので、予算を令和7年度に繰り越すものです。

20ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業489万8,000円につきましては、国の法改正に伴い、戸籍の記載事項として振り仮名が追加されたことから、対応業務に係る経費として、通信運搬費144万5,000円、戸籍法改正対応業務委託料345万3,000円をそれぞれ追加し、予算を令和7

年度に繰り越すものです。

22ページをお開き願います。

4項選挙費2目衆議院議員選挙費につきましては、衆議院議員選挙一般事務費235万5,000円の減額です。

24ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業4,596万1,000円につきましては、認定こども園に対する施設型給付の公定価格上昇に伴い、施設型給付費負担金の追加です。

5目保育所費は、財源の振替です。

26ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、保健衛生一般経費37万4,000円につきましては、国の制度改正により、令和7年度から妊娠出産子育て支援給付が開始されることに伴い、健康管理システム改修業務委託料の追加です。

地域医療対策事業1,000円につきましては、基金利子により、旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金繰出金の追加です。

4目環境衛生費につきましては、害虫等駆除事業100万3,000円の減額です。

28ページをお開き願います。

2項清掃費2目塵芥処理費につきましては、ごみ収集事業363万円の減額、ごみ処理場管理事業3,624万8,000円の減額です。

3目し尿処理費につきましては、し尿処理事業433万5,000円の減額です。

30ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業関係団体助成事業9,196万4,000円は、小麦生産のスマート農業化による労働生産性の向上を図るため、農業機械及びリース機器の導入に係る経費を遠軽町スマート農業推進協議会に対し間接補助するものであり、産地生産基盤パワーアップ事業補助金を計上し、予算を令和7年度に繰り越すものです。

4目畜産業費、畜産担い手育成総合整備事業365万2,000円につきましては、北海道農業公社の事業予算調整による追加割当てにより、令和7年度に予定していた事業の一部を前倒し、予算を令和7年度に繰り越すものです。

5目農地費につきましては、営農飲雑用水整備事業146万2,000円の減額です。

32ページをお開き願います。

2項林業費1目林業振興費につきましては、町有林整備事業833万9,000円の減額です。

34ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費につきましては、商工業融資利子補給事業2

50万円の減額です。企業振興促進助成事業につきましては、新たな助成対象の企業が
増えたことにより、企業振興促進補助金92万1,000円の追加です。

4目観光施設費につきましては、ノースキング管理事業91万3,000円の減額で
す。

36ページをお開き願います。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費9,000円につきま
しては、土地貸付料収入及び基金利子により、土地開発基金繰出金の追加です。

38ページをお開き願います。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費につきましては、道路台帳整備事業20万4,0
00円の減額、道路橋梁総務一般経費196万3,000円の減額です。

2目道路橋梁維持費につきましては、道路橋梁維持事業1,639万8,000円の減
額です。

3目道路橋梁新設改良費につきましては、道路新設改良事業4,739万2,000円
の減額です。

40ページをお開き願います。

3項河川費1目河川総務費につきましては、河川管理事業44万5,000円の減額
です。

42ページをお開き願います。

5項下水道費1目公共下水道費につきましては、下水道事業267万5,000円の
減額です。

44ページをお開き願います。

6項住宅費2目住宅建設費につきましては、町営住宅建設事業218万1,000円
の減額です。

46ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費1目消防費につきましては、消防事業2,392万円の減額で
す。

48ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業7,000円につき
ましては、基金利子により奨学資金貸付基金繰出金の追加です。

50ページをお開き願います。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費316万2,000円につきまし
ては、燃料価格の高騰により燃料費の追加です。

2目教育振興費につきましては、要保護・準要保護児童援助事業215万円の減額、
小学校特別支援教育就学奨励事業29万7,000円の減額です。

3目学校建設費につきましては、小学校建設事業7,425万円の減額です。

52ページをお開き願います。

3項中学校費 1 目学校管理費、中学校管理一般経費 5 3 5 万 1, 0 0 0 円につきましては、燃料価格の高騰により燃料費の追加です。

2 目教育振興費につきましては、要保護・準要保護生徒援助事業 4 4 0 万 1, 0 0 0 円の減額です。

3 目学校建設費につきましては、中学校建設事業 4, 2 8 8 万 9, 0 0 0 円の減額です。

5 4 ページをお開き願います。

4 項学校給食費 1 目小中学校給食費、学校給食管理事業 3 1 2 万 8, 0 0 0 円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担増分を軽減するため、緊急経済対策に係る国の交付金を充当し、小・中学校の賄材料費を追加するものです。

5 6 ページをお開き願います。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費につきましては、高齢者大学事業 4 5 万 5, 0 0 0 円の減額、青少年育成事業 4 5 万 1, 0 0 0 円の減額です。

4 目社会教育施設費につきましては、埋蔵文化財センター管理運営事業 1 0 0 万円の減額です。

5 8 ページをお開き願います。

6 項保健体育費 1 目保健体育総務費につきましては、保健体育一般経費 7 3 0 万 1, 0 0 0 円の減額です。

6 0 ページをお開き願います。

1 2 款公債費 1 項公債費 1 目元金につきましては、公債費償還元金 4 7 万 1, 0 0 0 円の追加です。

2 目利子につきましては、公債費償還利子 7 0 0 万円の減額です。

次に、歳入について説明いたします。

8 ページをお開き願います。

2 款地方譲与税 3 項森林環境譲与税 1 目森林環境譲与税につきましては、1, 1 2 2 万 6, 0 0 0 円の追加です。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1 8 万 4, 0 0 0 円の追加です。

1 1 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税につきましては、普通交付税 2 億 6, 7 3 9 万 6, 0 0 0 円の追加です。

1 3 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目農林水産業費分担金につきましては、道営土地改良事業分担金 1 3 万 4, 0 0 0 円の減額です。

2 項負担金 2 目衛生費負担金につきましては、下水道広域化推進総合事業 2 町負担金 6 6 万 5, 0 0 0 円の減額です。

3 目農林水産業費負担金につきましては、事業の一部前倒しによる畜産担い手育成総

合整備事業負担金 3 1 5 万 4, 0 0 0 円の追加です。

1 5 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金につきましては、施設型給付費負担金 1, 4 5 3 万 2, 0 0 0 円の追加です。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、特定地域づくり推進交付金 4 6 8 万 7, 0 0 0 円の減額、緊急経済対策の実施に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8, 6 0 5 万 3, 0 0 0 円の追加、戸籍の記載事項に振り仮名が追加されたことに伴う対応に要する事務費補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3 8 8 万 3, 0 0 0 円の追加です。

3 目衛生費国庫補助金につきましては、妊娠出産子育て支援給付に係る健康管理システム改修に伴う妊娠出産子育て支援交付金 3 7 万 4, 0 0 0 円の追加です。

4 目農林水産業費国庫補助金につきましては、農地耕作条件改善事業補助金 8 0 万 5, 0 0 0 円の減額です。

5 目土木費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化補修事業補助金 5 7 4 万 7, 0 0 0 円の減額、道路改良事業交付金 1, 0 5 2 万 8, 0 0 0 円の減額、地域住宅交付金 8 4 万 1, 0 0 0 円の追加です。

3 項委託金 1 目総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙費委託金 2 3 5 万 5, 0 0 0 円の減額です。

1 0 ページをお開き願います。

1 6 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金につきましては、施設型給付費負担金 8 2 2 万 3, 0 0 0 円の追加です。

2 項道補助金 4 目農林水産業費道補助金につきましては、水利施設等保全高度化事業補助金 8 万 7, 0 0 0 円の減額、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 4 万円の減額、産地生産基盤パワーアップ事業補助金 9, 1 9 6 万 4, 0 0 0 円の追加です。

3 項委託金 2 目農林水産業費委託金につきましては、道営事業補助監督等業務委託金 1 9 万 6, 0 0 0 円の追加です。

4 目教育費委託金につきましては、部活動地域移行等実証事業委託金 1 3 8 万円の減額です。

1 7 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金につきましては、基金利子 2 9 7 万 3, 0 0 0 円の追加です。

1 8 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金等に対し 1 2 件、3 7 9 万 1, 0 0 0 円の指定寄附を頂いたものです。

3 目ふるさと納税寄附金 6 2 5 万 2, 0 0 0 円につきましては、ふるさと納税寄附額の増加により 4 8 5 万 2, 0 0 0 円を追加するとともに、企業版ふるさと納税として 4 件、1 4 0 万円の寄附を頂いたものです。

1 9 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金につきましては、1 億 1, 0 5 6 万 8, 0 0 0 円を減額。2 目減債基金繰入金につきましては、3 億円を減額。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度繰越金9,718万2,000円の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入につきましては、宝くじ交付金33万円の追加、その他雑入33万9,000円の追加です。

22款町債1項町債につきましては、1目総務債470万円の減額、2目衛生債560万円の減額、3目農林水産業債230万円の減額、4目土木債3,990万円の減額、5目消防債90万円の減額。

12ページをお開き願います。

6目教育債1億1,770万円の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 2時10分まで休憩といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第16号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,026万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4,066万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に395万5,000円を追加し、総額を5億4,013万3,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1項財産運用収入に2万9,000円を追加し、総額を4万8,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、2項基金繰入金を191万9,000円減額し、総額を3億3,396万8,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に6,819万6,000円を追加し、総額を1億4,676万8,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億7,040万6,000円に7,026万1,000円を追加し、総額を22億4,066万7,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費に 5,856 万円を追加、2 項高額介護サービス等費に 300 万円を追加、3 項高額医療合算介護サービス等費に 50 万円を追加、5 項その他諸費に 20 万円を追加し、総額を 19 億 7,527 万 2,000 円とするものです。

3 款地域支援事業費につきましては、1 項介護予防・生活支援サービス事業費に 400 万円を追加し、総額を 1 億 3,815 万 9,000 円とするものです。

4 款基金積立金につきましては、1 項基金積立金に 398 万 4,000 円を追加し、総額を 400 万 3,000 円とするものです。

6 款諸支出金につきましては、1 項償還金及び還付加算金に 1 万 7,000 円を追加し、総額を 7,919 万 8,000 円とするものです。

これにより、歳出合計 21 億 7,040 万 6,000 円に 7,026 万 1,000 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 22 億 4,066 万 7,000 円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス等給付費 5,856 万円につきましては、実績見込精査に伴う追加でありまして、居宅介護サービス等給付費に 6,000 万円を追加、地域密着型介護サービス等給付費を 4,000 万円減額、施設介護サービス等給付費に 2,056 万円、居宅介護等福祉用具購入費に 100 万円、居宅介護等住宅改修費に 700 万円、居宅介護サービス等計画給付費に 1,000 万円をそれぞれ追加するものです。

2 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス等費 300 万円につきましては、実績見込精査に伴う高額介護サービス等費の追加です。

3 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス等費 50 万円につきましては、実績見込精査に伴う高額医療合算介護サービス等費の追加です。

5 項その他諸費 1 目審査支払手数料 20 万円につきましては、実績見込精査に伴う審査支払手数料の追加です。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目サービス事業費 300 万円につきましては、実績見込精査に伴う介護予防サービス等事業費の追加です。

2 目介護予防マネジメント事業費 100 万円につきましては、実績見込精査に伴う介護予防ケアマネジメント事業費の追加です。

4 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目基金積立金 398 万 4,000 円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加です。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金 1 万 7,000 円につきましては、令和 5 年度介護保険事業費国庫負担金の確定に伴う返還金の追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目保険者機能強化推進交付金 1 2 1 万 6, 0 0 0 円につきましては、実績精査に伴う追加です。

4 目介護保険保険者努力支援交付金 2 7 3 万 9, 0 0 0 円につきましては、実績精査に伴う追加です。

7 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金 2 万 9, 0 0 0 円につきましては、基金利子の追加です。

8 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目介護給付準備基金繰入金 1 9 1 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、繰越金充当によるものです。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 6, 8 1 9 万 6, 0 0 0 円につきましては、令和 5 年度介護サービス等給付費の実績精査に伴う前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 1 7 号令和 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

第 2 条は、令和 6 年度水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第 1 款水道事業費用第 2 項営業外費用に 4 3 0 万円を追加し、総額を 6 億 7, 2 2 5 万 1, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条は、予算第 4 条本文括弧書き中「2 億 2, 6 9 0 万円」を「2 億 2, 4 2 0 万 3, 0 0 0 円」に、「2 億 3 9 9 万 2, 0 0 0 円」を「2 億 5 6 0 万 2, 0 0 0 円」に、「9 6 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 3 3 万 8, 0 0 0 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第 1 款資本的収入第 1 項企業債を 6, 1 8 0 万円減額、第 3 項工事負担金に 2, 8 0 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 7, 8 7 9 万 3, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費を 3, 6 4 6 万 8, 0 0 0 円減額し、総額を 5 億 2 9 9 万 6, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条は、予算第 5 条の表、起債の限度額欄中「1 億 7, 5 3 0 万円」を「1 億 1, 3 5 0 万円」に改めるものです。

次の 1 ページから 2 ページは実施計画、3 ページはキャッシュ・フロー計算書、4 ページから 5 ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6 ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1 款水道事業費用 2 項営業外費用 2 目消費税及び地方消

費税 1 節消費税及び地方消費税 4 3 0 万円は、消費税等確定申告時の仕入控除税額の減少による消費税及び地方消費税を追加するものです。

次に、7 ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債 1 節水道事業債 6, 1 8 0 万円の減額につきましては、事業の執行精査による水道事業債の減額です。

3 項工事負担金 1 目工事負担金 1 節配水管負担金 2, 8 0 2 万 9, 0 0 0 円は、豊里 4 4 号道路水道管移設工事及び道道遠軽停車場線水道管布設替工事の執行精査による工事補償金を追加するものです。

次に、8 ページを御覧願います。

支出につきましては、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目拡張費 2 3 節工事請負費 2, 4 2 8 万 3, 0 0 0 円の減額は、事業の執行精査による豊里 4 4 号道路水道管移設工事の減額です。

2 目配水管布設費 1 7 節委託料 4 0 0 万 6, 0 0 0 円の減額は、事業の執行精査による生田原水穂水道管移設設計業務委託ほか業務委託の減額、2 3 節工事請負費 8 1 7 万 9, 0 0 0 円の減額は、事業の執行精査による水道管布設替工事、水道管移設工事等の減額です。

以上で、議案第 1 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 8 号令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

第 2 条は、令和 6 年度遠軽町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第 1 款下水道事業収益第 1 項営業収益を 3 1 6 万 7, 0 0 0 円減額、第 2 項営業外収益を 6 5 3 万円減額し、総額を 1 0 億 4, 6 7 6 万 5, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款下水道事業費用第 1 項営業費用を 9 3 6 万 1, 0 0 0 円減額、第 2 項営業外費用に 5 0 0 万円を追加し、総額を 1 0 億 4, 0 7 0 万 4, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条は、予算第 4 条、本文括弧書き中「3 億 2 6 2 万 6, 0 0 0 円」を「2 億 9, 9 0 9 万 5, 0 0 0 円」に、「2, 6 8 8 万 7, 0 0 0 円」を「1 7 7 万 1, 0 0 0 円、当年度利益剰余金処分額 2 4 5 万 7, 0 0 0 円、減債積立金 1, 9 1 2 万 8, 0 0 0 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第 1 款資本的収入第 1 項企業債を 4, 2 4 0 万円減額、第 2 項国庫補助金を 2, 2 5 3 万 6, 0 0 0 円減額、第 3 項他会計出資金を 9 4 万円減額し、総額を 2 億 3, 4 7 8 万 1, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費を 6, 9 4 0 万 7, 0 0 0 円減額し、総額を 5 億 3, 3 8 7 万 6, 0 0 0 円とするものです。

次のページをお開き願います。

第4条は、予算第6条の表、起債の限度額の欄中「1億1,370万円」を「7,130万円」に改めるものです。

第5条は、予算第10条中「のうち2,688万7,000円」を「177万1,000円及び当年度利益剰余金245万7,000円」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に第8条として、見出しを「（予定支出の各項の経費の金額の流用）」とし、「予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合。」を加えるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金1節一般会計負担金316万7,000円の減額は、事業の執行精査による雨水処理負担金ほか一般会計繰入金の減額です。

2項営業外収益3目国庫補助金1節国庫補助金453万円の減額は、事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

5目消費税及び地方消費税還付金1節消費税及び地方消費税還付金200万円の減額は、消費税等確定申告時の仕入控除税額の減少による消費税及び地方消費税還付金の減額です。

次に、7ページを御覧願います。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費17節委託料936万1,000円の減額は、公共下水道事業下水道管路台帳整備業務委託ほか各種委託業務費の執行精査による減額です。

2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税500万円は、消費税等確定申告時の仕入税額控除の減少による消費税及び地方消費税の追加です。

次に、8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債4,240万円の減額は、事業の執行精査による下水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金2,253万6,000円の減額は、事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

3項他会計出資金1目他会計出資金1節一般会計出資金94万円の減額は、遠軽下水処理センターし尿等受入施設基本設計業務委託の執行精査による一般会計繰入金の減額です。

次に、9ページを御覧願います。

支出につきましては、１款資本的支出１項建設改良費１目管渠整備費２３節工事請負費３、３５５万３、０００円の減額は、事業の執行精査による公共下水道管渠工事の減額、２７節補償金１２８万４、０００円の減額は、事業の執行精査による支障物件移設補償金ほかの減額、３１節負担金１３０万円の減額は、事業の執行精査による水道管移設工事負担金の減額です。

２目処理場整備費１７節委託料４３８万円の減額につきましては、事業の執行精査による遠軽下水処理センターし尿等受入施設基本設計業務委託ほかの減額、２３節工事請負費１、７００万円の減額は、事業の執行精査による遠軽下水処理センター消毒設備更新工事の減額です。

３目個別排水処理施設整備費１９節賃借料５８万１、０００円の減額は、事業の執行精査による機械借上料の減額、２３節工事請負費１、１３０万９、０００円の減額は、事業の執行精査による個別排水処理施設整備工事の減額です。

以上で、議案第１８号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案４件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第１５号令和６年度遠軽町一般会計補正予算（第１２号）の質疑を行います。

質疑は、第１表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出より各款ごとに行います。

１款議会費、１４ページ、１５ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

２款総務費、１６ページから２３ページ。

戸松議員。

○６番（戸松恵子君） 総務費の１９ページ、お願いします。

物価高騰対策費の１８節の負担金、補助及び交付金、１９ページなのですが、一番下に生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金ということで、先ほどの説明で１万円の券を発行するということだったのですが、１万円が厳しいという家庭もあるので、例えばなのなのですが３、０００円とか５、０００円とか、もう少し小額のプレミアム付商品券というのは発行できないのでしょうかという質問なのなのですが、これはどうなのですか。

○議長（杉本信一君） 大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西公太君） ただいまの御質問であります、今現在、予算において計画しておりますのは、先ほど予算の中で説明がありましており、商品券額面１、０００円のものを１２枚つづりで１万２、０００円のものを１万円で販売する商品券を計画しているところでございます。つまりは、プレミアム率２０%のものということでございます。

ただいま、御質問では5,000円等々の低い金額での商品券、この場合のプレミアム率を含めてこういった価格になるのかという部分はあろうかと思いますが、今現在検討しているのは、今回計画させていただいている数字でもって計画させていただいているところでありまして、技術的には5,000円、6,000円というもので発行すること自体は可能かと思いますが、今現在計画しているのは、今回提案させていただいた額となっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、24ページ、25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、26ページから29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款農林水産業費、30ページから33ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、34ページ、35ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、36ページから45ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款消防費、46ページから47ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、48ページから59ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 12款公債費、60ページ、61ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

2款地方譲与税、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 11款地方交付税、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 13款分担金及び負担金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 15款国庫支出金、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 16款道支出金、9ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 17款財産収入、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 18款寄附金、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 19款繰入金、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 20款繰越金、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 21款諸収入、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 22款町債、10ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2表繰越明許費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第3表地方債補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3款地域支援事業費、16ページ、17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4款基金積立金、18ページ、19ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 6款諸支出金、20ページ、21ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 7 款財産収入、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8 款繰入金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9 款繰越金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 16 号の質疑を終わります。

次に、議案第 17 号令和 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 資本的収入及び支出、7 ページ、8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 17 号の質疑を終わります。

次に、議案第 18 号令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 資本的収入及び支出、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 18 号の質疑を終わります。

以上で、議案 4 件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案 4 件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第 15 号令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 12 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩とします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第25 議案第19号から日程第30 議案第24号

○議長（杉本信一君） 日程第25 議案第19号令和7年度遠軽町一般会計予算、日程第26 議案第20号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第27 議案第21号令和7年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28 議案第22号令和7年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第29 議案第23号令和7年度遠軽町水道事業会計予算、日程第30 議案第24号令和7年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第19号令和7年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億3,100万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

継続費は、「第2表継続費」により説明いたします。

債務負担行為は、「第3表債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第4表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から説明いたします。

1 款町税につきましては、1 項町民税9億8,650万6,000円、2 項固定資産税8億3,226万6,000円、3 項軽自動車税5,820万6,000円、4 項たばこ税1億4,904万8,000円、5 項入湯税239万5,000円、6 項都市計画税9,418万3,000円を合わせ、総額を21億2,260万4,000円とするものです。

2 款地方譲与税につきましては、1 項地方揮発油譲与税4,000万円、2 項自動車重量譲与税1億3,200万円、3 項森林環境譲与税9,410万円を合わせ、総額を2億6,610万円とするものです。

3 款利子割交付金につきましては、200万円とするものです。1 項同額です。

4 款配当割交付金につきましては、750万円とするものです。1 項同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、1,500万円とするものです。1 項同額です。

6 款法人事業税交付金につきましては、4,450万円とするものです。1 項同額です。

7 款地方消費税交付金につきましては、5億500万円とするものです。1 項同額です。

8 款環境性能割交付金につきましては、2,400万円とするものです。1 項同額です。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400万円とするものです。1 項同額です。

10 款地方特例交付金につきましては、700万円とするものです。1 項同額です。

11 款地方交付税につきましては、76億円とするものです。1 項同額です。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては、200万円とするものです。1 項同額です。

13 款分担金及び負担金につきましては、7,556万4,000円とするものです。1 項同額です。

14款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億4,076万8,000円、2項手数料4,330万5,000円を合わせ、総額を3億8,407万3,000円とするものです。

2ページを御覧ください。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金7億5,043万1,000円、2項国庫補助金4億4,458万3,000円、3項委託金2,678万3,000円を合わせ、総額を12億2,179万7,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金4億5,173万4,000円、2項道補助金4億3,084万円、3項委託金5,034万円を合わせ、総額を9億3,291万4,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入7,589万4,000円、2項財産売却収入4,158万4,000円を合わせ、総額を1億1,747万8,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、2億1,830万2,000円とするものです。1項同額です。

19款繰入金につきましては、28億9,639万4,000円とするものです。1項同額です。

20款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

21款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子10万円、3項貸付金元利収入1,322万6,000円、4項受託事業収入1,360万円、5項雑入16億9,674万6,000円を合わせ、総額を17億2,427万4,000円とするものです。

22款町債につきましては、52億6,050万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を236億3,100万円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

3ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、7,766万2,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費83億6,822万2,000円、2項徴税費3,408万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,528万9,000円、4項選挙費5,354万2,000円、5項統計調査費1,478万6,000円、6項監査委員費192万6,000円を合わせ、総額を85億784万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費22億1,207万9,000円、2項児童福祉費9億6,714万8,000円を合わせ、総額を31億7,922万7,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費7億2,544万5,000円、2項清掃費17億9,144万5,000円を合わせ、総額を25億1,689万円とするものです。

5款労働費につきましては、2,492万9,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億1,781万円、2項林業費3億1,032万2,000円を合わせ、総額を5億2,813万2,000円とするものです。

7款商工費につきましては、6億5,867万8,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費675万7,000円、2項道路橋梁費12億683万4,000円、3項河川費1億632万2,000円、4項都市計画費6,935万1,000円、5項下水道費4億7,739万1,000円、6項住宅費1億4,615万5,000円を合わせ、総額を20億1,281万円とするものです。

9款消防費につきましては、8億7,710万3,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費2億604万7,000円、2項小学校費9億2,785万6,000円、3項中学校費1億9,967万8,000円、4項学校給食費2億3,946万4,000円、5項社会教育費3億4,925万7,000円、4ページを御覧ください。6項保健体育費3億4,489万3,000円を合わせ、総額を22億6,719万5,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、29億6,052万6,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を236億3,100万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、継続費について説明いたします。

5ページを御覧ください。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、新庁舎外構工事、総額を1億3,500万円、年割額を令和7年度5,500万円、令和8年度8,000万円。7款商工費1項商工費、ロックバレースキー場リフト原動装置更新工事、総額を4,326万3,000円、年割額を令和7年度2,574万円、令和8年度1,752万3,000円とするものです。

次に、第3表、債務負担行為について説明いたします。

6ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、新庁舎電話機購入事業について、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を2,568万5,000円とするものです。

次に、第4表地方債について説明いたします。

7ページを御覧ください。

地方債につきましては、新庁舎整備事業から過疎地域持続的発展特別事業まで、限度額の総額を52億6,050万円とし、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番9、工事関係説明資料により担当から説明いたします。その他の事業につきましては、赤番8、予算概要説明書を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 資料の赤番9、工事関係説明資料の1ページを御覧願います。

新庁舎整備事業の位置図であります。

既に新庁舎の建設工事が進められている位置となっております。①の実線が建設工事、②の点線が令和7年度から実施をする外構工事であります。

次に、2ページの平面図を御覧願います。

①の建設工事は、令和8年3月10日までを工期とし、令和7年度末に建設工事が完成するものであります。また、②の外構工事は、令和8年度の新庁舎供用開始に向け、令和7年度及び8年度の継続費として2か年で実施するものであり、令和7年度は敷地造成工、雨水排水設備工及び路盤工を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 続きまして、3ページを御覧ください。

テレビ視聴環境整備事業、生田原難視聴共同受信施設設備更新工事につきまして御説明いたします。

生田原109番地4の受信アンテナ設備と生田原122番地3の送信アンテナ設備につきまして、設置後15年が経過し経年による劣化が進んでいることから、受信アンテナ設備につきましては地上デジタルヘッドアンプと増幅器を、送信アンテナ設備につきましては送信機をそれぞれ更新するものであります。

以上で生田原難視聴共同受信施設設備更新工事の説明を終わります。

続きまして、小事業名、生活安全灯管理事業の遠軽地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

4ページを御覧ください。

西町1丁目の生活安全灯13基を水銀灯からLED灯に支柱とも改修するものです。

続きまして、5ページから7ページを御覧ください。

5 ページにつきましては、1 条通北 5 丁目の東小学校及び遠軽中学校周辺、6 ページ、南町 3 丁目の南小学校周辺及び 7 ページ、東町 5 丁目の南中学校周辺の生活安全灯 22 基につきましては、支柱の経年劣化による更新をするものです。

続きまして、8 ページを御覧ください。

西町 2 丁目の旧遠軽小学校周辺の生活安全灯 4 基を水銀灯から LED 灯に支柱とも改修するものです。

続きまして、白滝地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

9 ページを御覧ください。

北支湧別から支湧別の生活安全灯 25 基を水銀灯から LED 灯に改修するものです。

こちらの資料につきましては、4 ページから 9 ページ、凡例に出ていますとおり、黒丸のところが設置の予定箇所となっております。

以上で、遠軽地域生活安全灯改修工事及び白滝地域生活安全灯改修工事の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 加藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（加藤政勝君） 続きまして、10 ページを御覧ください。

歯科診療所運営事業、丸瀬布歯科診療所整備事業の位置図でございます。

丸瀬布クリニック入り口に隣接しております旧新町定住 6 号団地 21 棟、この地図では四角い枠の場所になります。丸瀬布歯科診療所の老朽化に伴いまして、旧新町定住 6 号団地 21 棟を解体した後に丸瀬布歯科診療所を建設する予定となっております。

令和 7 年度につきましては、この旧新町定住 6 号団地 21 棟の解体工事と丸瀬布歯科診療所建設工事に向けまして、実施設計業務を行うこととなっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 水野白滝総合支所参事。

○白滝総合支所参事（水野 徹君） 続きまして、資料 11 ページをお開き願います。

白滝支湧別地区営農飲雑用水整備工事の位置図であります。今年度に引き続き、内径 75 ミリの高密度ポリエチレン管による配水管の埋設を予定しております。

整備区間につきましては、道道 558 号白滝原野白滝停車場線を推進工にて 24 メートル横断しまして、続いて町道上白滝支湧別線を通常の開削工にて 110 メートル、総延長が 134 メートルを施行するものです。

なお、この整備工事につきましては、令和 7 年度で終了となります。

説明は以上となります。

○議長（杉本信一君） 倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事（倉内健一君） 続きまして、12 ページをお開き願います。

小規模治山事業、平和山公園小規模治山工事に係る位置図でございます。

当該箇所は、町道東町山手線に面した法面であり、山腹からの落石等防止のため、山腹の法面改修を実施するものです。延長 200 メートル、面積 2,800 平方メートル

となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 米谷建設課長。

○建設課長（米谷克美君） 続きまして、13ページを御覧願います。

道路橋梁維持事業、橋梁長寿命化工事、遠軽地区になります。瀬戸瀬川向道路岩見橋長寿命化工事ですが、岩見橋は橋長41.5メートル、幅員3.7メートルの湧別川に架かるPC橋で、架設年1965年（昭和40年）で60年経過しております。現況は主桁及び地覆にひび割れや剝離が目立ち、伸縮装置の漏水、防護柵の破断などが著しいことから、ひび割れ補修、断面修復、防護柵の取替えなどを実施するものです。

次のページに移りまして、生田原地域、青木沢線青木沢1号橋長寿命化工事ですが、青木沢1号橋は橋長2.8メートル、幅員6.0メートルの青木沢川に設置されたボックスカルバートで、設置年1975年（昭和50年）で50年経過しております。現況は、下流吐き出し部の河床洗堀、断面破損が著しいことから、断面修復、根固めブロックによる護岸工を実施する予定です。

次、ページをめくりまして、白滝地域になります。①の下白滝南丸瀬布線つつじ橋長寿命化工事ですが、つつじ橋は橋長40.6メートル、幅員7.2メートルの湧別川に架かるPC橋で、架設年1991年（平成3年）で34年経過しております。現況は、護岸の破損が著しく、伸縮装置の漏水、防護柵の破損などがありまして、護岸工、伸縮装置及び防護柵の補修などを実施するものです。

次のページに移りまして、丸瀬布地域になります。西町線排水流末改修工事ですが、①番、図面左になります。西町線の排水流末は、丸瀬布川に放水していますが、半円管のコルゲート側溝が経年劣化により破損し、天然河畔を洗堀したことにより、排水施設が崩壊したものです。周囲に住宅もあることから、排水流末工及び護岸改修をするものです。

次にページをめくりまして、道路新設改良事業です。遠軽地域、①、図面左側になります。南ヶ丘3条通道路改良舗装工事ですが、現況は未改良舗装道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できない状況であることから、延長70メートル、幅員5.5メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、②1条通歩道整備工事ですが、新庁舎建設に伴い、新庁舎周辺の歩行者等の安全を確保するため、延長177メートル、歩道幅2.5メートルの歩道を新設及び改修するものです。

次に、③太田団地3条通ほか道路改良舗装工事ですが、現況は未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できない状況であることから、延長129メートル、幅員5.5メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、ページをめくりまして、丸瀬布地域です。①水谷環状線道路改良舗装工事ですが、現況は未改良道路で、凍上による路面の損傷や水たまりが著しく、補修では対応で

きない状況であることから、延長96メートル、幅員5.5メートル、歩道幅2.0メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、ページをめくりまして、生田原地域になります。①安国源線舗装新設工事ですが、高規格道路の整備に伴い、国道242号から新国道242号までの歩車道の舗装を実施するものです。延長87メートル、幅員7.5メートル、歩道幅員2.0メートルの工事となります。

次に、河川管理事業になります。

ページをめくりまして、位置図①佐竹川河川改修工事ですが、現況は大雨等による天然河畔の浸食が著しく、道路に支障を来すおそれがあることから護岸整備、延長95メートルを実施するものです。

次に、②丸大川河川改修工事ですが、現況は太陽の丘えんがる公園のひょうたん池に土砂が流出し、池としての機能及び美観を損なうことから、土砂流出対策を含めた護岸整備及び落差工の整備を実施するものです。

次にページをめくりまして、遠軽地域の公園緑地管理事業になります。

①太陽の丘えんがる公園照明施設改修工事ですが、太陽の丘えんがる公園（瞰望岩下）になります。公園灯12基、14灯のLED化整備を実施するものです。

続きまして、②太陽の丘えんがる公園休養施設設置工事ですが、丸瀬布ふるさと公園の用途廃止が予定されていますことから、園内にある施設を有効活用するもので、あずまや1基の移設を実施するものです。

次に、③せせらぎ広場休養施設改修工事ですが、現況は、既設あずまやに設置されているテーブル及びベンチが老朽化により破損し、危険な状態であることから、テーブル及びベンチの改修を実施するものです。

次に、ページをめくりまして、町営住宅建設事業になります。

遠軽地域の町営住宅建設事業です。①川岸団地公営住宅長寿命化改修工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の長寿命化改修工事を行うもので、平成8年度建設、築29年の簡易耐火構造2階建て1棟8戸の改修で、外壁及び屋根の塗装、換気フードなどの外部改修を実施するものです。

次に、②瀬戸瀬団地公営住宅解体工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和56年度建設、築44年簡易耐火構造平屋建て2棟4戸の周辺施設等の解体を実施するものです。

次にページをめくりまして、生田原地域になります。①北区団地公営住宅解体工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和46年度建設、築54年の簡易耐火構造平屋建て2棟8戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次にページをめくりまして、生田原地域になります。①共進団地公営住宅解体工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい家屋か

ら解体撤去するもので、昭和63年度建設、築37年の木造平屋建て1棟2戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次に、②栄行団地公営住宅解体工事ですが、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和55年度建設、築45年の簡易耐火構造平屋建て1棟4戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次に、丸瀬布地域町営住宅建設工事になります。①若葉団地公営住宅長寿命化工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の長寿命化工事を行うもので、平成5年度建設、築32年の木造平屋建て2棟4戸の改修で、外壁及び屋根の塗装、換気フードなどの外部改修を実施するものです。

次に、②水谷団地公営住宅解体工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和47年度建設、築53年の簡易耐火構造平屋建て1棟4戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

次にページをめくりまして、白滝地域になります。①の西区第2団地公営住宅長寿命化改修工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、平成5年度建設、築32年の木造平屋建て2棟4戸の改修で、外壁及び屋根の塗装、換気フードなどの外部改修を実施するものです。

次に、②西区団地公営住宅解体工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、昭和60年度建設、築40年の木造平屋建て1棟2戸及び周辺施設等の解体を実施するものです。

以上で、建設課所管の工事の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 続きまして、27ページを御覧願います。

小学校建設事業の遠軽小学校大規模改修工事に関わる位置図となっております。

次のページ、28ページを御覧ください。

28ページは、遠軽小学校1階部分の平面図となっております。

この工事は令和7年度と8年度の2か年計画でございますが、令和7年度の工事につきましては、校舎棟及び屋体棟の改修となり、主な工事の内容といたしましては、建築主体は、校舎棟は屋上防水改修、外壁、建具、内部改修で、屋体棟は建具、内部改修を計画しております。機械設備としては、校舎棟はエアコン設置、換気設備工事、屋体棟は暖房機器更新を計画しております。電気設備といたしましては、校舎棟は照明器具のLED化、情報配線工事、屋体棟は照明器具のLED化を計画しております。

次のページ、29ページを御覧願います。

こちらは平面図②といたしまして、校舎の2階部分でございます。

次のページ、30ページの平面図③は、3階部分となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 中南社会教育課長。

○社会教育課長（中南秀隆君）　続きまして、３１ページを御覧願います。

公民館管理運営事業の芸術文化交流プラザ無電柱化工事に関わる位置図でございます。

次のページ、平面図を御覧ください。

芸術文化交流プラザ無電柱化工事について説明いたします。

本工事につきましては、北海道が防災機能の向上等を目的に実施している道道遠軽停車場線の無電柱化事業に合わせ、近接する町施設メトロプラザについても同様に防災機能の向上を目的とし、施設柱の無電柱化を実施する工事でございます。

主な工事内容としまして、令和７年度にケーブルの外灯管、地上機器の整備を行い、令和８年度にケーブル入線、機器の移設、既設柱の撤去を予定するものでございます。

続きまして、３３ページを御覧願います。

球技場管理運営事業のえんがる球場大規模改修事業に関わる位置図でございます。

えんがる球場大規模改修事業について説明いたします。

本事業は、平成８年建設から２８年以上が経過しているえんがる球場施設全体の老朽化が進んでいる状況であることから、大規模改修工事を行うための実設計業務を実施するものであります。

主な事業内容として、施設全体の耐久性の調査をはじめ、ナイター設備や施設全体の照明機器のＬＥＤ化、バックスクリーン表示板の改修並びに関連する操作システムの更新、内野席ベンチ交換など、大規模改修に向け調査及び設計等を行うこととしております。

続きまして、３４ページを御覧願います。

球技場管理運営事業、テニスコート管理運営事業、多目的広場管理運営事業のスポーツ公園照明施設改修工事に関わる位置図でございます。

次のページの平面図を御覧ください。

スポーツ公園照明施設改修工事について説明いたします。

本工事は、ソフトボール球場、えんがるテニスコート、えんがる多目的広場に係る照明施設ＬＥＤ化の改修となります。

主な工事内容は、平面図①ソフトボール球場がナイター照明３２台、本部席・ダグアウトの照明機器一式の改修。②えんがるテニスコートがナイター照明３２台、外灯５台、管理棟照明器具一式の改修。③えんがる多目的広場が園内外灯７台、駐車場外灯８台の改修を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君）　太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君）　続きまして、議案第２０号令和７年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

赤番６、令和７年度遠軽町一般会計予算、遠軽町特別会計予算の令和７年度遠軽町国

民健康保険特別会計予算、中表紙の次ページを御覧ください。

第1条は、令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,930万円と定めるもので、同条第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算」によるものとします。

第2条は、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額を1億円と定めるものです。

歳入歳出予算の各款項の区分ごとの金額を、「第1表歳入歳出予算」により御説明をいたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、2億9,483万3,000円とするものです。

1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、9万8,000円とするものです。1項同額です。

3款道支出金につきましては、15億1,095万5,000円とするものです。1項同額です。

4款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款繰入金につきましては、2億9,310万1,000円とするものです。1項同額です。

6款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

7款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円を合わせ、31万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計を20億9,930万円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費3,662万8,000円、2項徴税費183万8,000円、3項運営協議会費26万5,000円、4項特別対策事業費1,616万9,000円を合わせ、5,490万円とするものです。

2款保険給付費につきましては、14億7,596万4,000円とするもので、1項同額です。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分3億9,723万9,000円、2項後期高齢者支援金等分1億1,003万4,000円、3項介護納付金等分3,643万円を合わせ、5億4,370万3,000円とするものです。

4款財政安定化基金拠出金につきましては、1,000円とするものです。1項同額

です。

5 款保健事業費につきましては、1 項保健事業費 2 8 5 万 9, 0 0 0 円、2 項特別健康診査等事業費 1, 9 6 5 万 3, 0 0 0 円を合わせ、2, 2 5 1 万 2, 0 0 0 円とするものです。

6 款公債費につきましては、2 万 5, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

7 款諸支出金につきましては、2 0 9 万 5, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

8 款予備費につきましては、1 0 万円とするものです。1 項同額です。

これにより、歳出合計を 2 0 億 9, 9 3 0 万円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の概要につきましては、赤番 8、予算概要説明書 2 9 7 ページを御参照願います。

以上で、議案第 2 0 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 1 号令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

続いて、赤番 6 の令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、中表紙の次ページを御参照願います。

第 1 条は、令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 1, 6 7 2 万 9, 0 0 0 円と定めるもので、同条第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第 1 表歳入歳出予算」によるものとします。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額を、「第 1 表歳入歳出予算」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算の 1、歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、2 億 9, 9 0 8 万 3, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 万円とするものです。1 項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては、1, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、1 億 1, 7 6 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料 2, 0 0 0 円、2 項償還金及び還付加算金 2, 0 0 0 円、3 項雑入 2, 0 0 0 円を合わせ、6, 0 0 0 円とするものです。

これにより、歳入合計を 4 億 1, 6 7 2 万 9, 0 0 0 円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 1 9 9 万 1, 0 0 0 円、2 項徴収費 2 8 万 1, 0 0 0 円を合わせ、2 2 7 万 2, 0 0 0 円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、4 億 1, 4 0 3 万 2, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

3 款諸支出金につきましては、3 2 万 5, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

4 款予備費につきましては、1 0 万円とするものです。1 項同額です。

これにより、歳出合計を 4 億 1, 6 7 2 万 9, 0 0 0 円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の概要につきましては、赤番 8、予算概要説明書 3 0 0 ページを御参照願います。

以上で、議案第 2 1 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 1 5 時 3 0 分まで休憩いたします。

午後 3 時 2 1 分 休憩

午後 3 時 2 8 分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第 2 2 号令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 億 2, 2 4 1 万円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を 5, 0 0 0 万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の 1 ページ、第 1 表、歳入歳出予算の 1、歳入から御説明いたします。

1 款介護保険料につきましては、3 億 7, 5 4 6 万 6, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

2 款分担金及び負担金につきましては、9 0 0 万 7, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、482万4,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億4,621万7,000円、2項国庫補助金1億9,351万6,000円、合わせて総額を5億3,973万3,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億4,020万3,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億8,559万4,000円、2項道補助金1,705万1,000円を合わせ、総額を3億264万5,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、31万6,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金3億3,929万2,000円、2項基金繰入金1,091万9,000円を合わせ、総額を3億5,021万1,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これにより、歳入合計を21億2,241万円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,411万5,000円、2項徴収費78万2,000円、3項介護認定諸費2,604万円を合わせ、総額を4,093万7,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費18億1,655万9,000円、2項高額介護サービス等費4,965万4,000円、3項高額医療合算介護サービス等費494万5,000円、4項特定入所者介護サービス等費7,141万7,000円、5項その他諸費147万円を合わせ、総額を19億4,404万5,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費6,277万6,000円、2項一般介護予防事業費983万4,000円、3項包括的支援・任意事業費6,377万9,000円、4項その他諸費20万円を合わせ、総額を1億3,658万9,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、31万6,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、1万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、41万円とするものです。1項同額です。

7 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これにより、歳出合計を 21 億 2,241 万円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番 8、令和 7 年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書 301 ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 続きまして、議案第 23 号令和 7 年度遠軽町水道事業会計予算について説明いたします。

赤番 7、遠軽町企業会計予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 7 年度遠軽町水道事業会計の第 2 条、業務の予定量につきましては、給水戸数を 8,851 戸、年間給水量を 161 万 5,872 立方メートル、1 日平均給水量を 4,427 立方メートル、主要な建設改良事業を配水管等整備事業とするものです。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第 1 款水道事業収益は第 1 項営業収益 4 億 7,258 万 8,000 円、第 2 項営業外収益 1 億 4,856 万 6,000 円を合わせ、総額を 6 億 2,115 万 4,000 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款水道事業費用は、第 1 項営業費用 6 億 4,791 万 3,000 円、第 2 項営業外費用 3,441 万 5,000 円、第 3 項予備費 200 万円を合わせ、総額を 6 億 8,432 万 8,000 円とするものです。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第 1 款資本的収入は、第 1 項企業債 9,120 万円、第 2 項他会計出資金 2,500 万円、第 3 項他会計補助金 5,418 万 4,000 円、第 4 項工事負担金 4,630 万円、第 5 項分担金 10 万円を合わせ、総額を 2 億 1,678 万 4,000 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款資本的支出は、第 1 項建設改良費 2 億 3,881 万円、第 2 項企業債償還金 1 億 8,533 万円を合わせ、総額を 4 億 2,414 万円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 735 万 6,000 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

次のページをお開き願います。

第 5 条、企業債につきましては、水道整備事業の限度額を 9,120 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第 6 条、一時借入金につきましては、3 億円を限度額と定めるものです。

第 7 条から第 10 条までは、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金、たな卸資産の購入限度額に関して、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、主な事業について説明いたします。

赤番 9、令和 7 年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の 36 ページをお開

き願います。

水道事業、遠軽地域の位置図です。

番号①から④は、清川浄水場機器更新工事です。

①清川浄水場送水管仕切弁設置工事は、太陽の丘及び豊里配水池に送水するための浄水場内送水ポンプを整備、交換するに当たり、ポンプ吐出管直前に仕切弁が必要なため、それぞれに不断水工法により仕切弁を設置するものです。

②清川浄水場照明設備改修工事は、清川浄水場2階の劣化の著しいろ過池棟の蛍光灯照明器具合計50台をLED照明に交換改修するものです。

③清川浄水場フロキュレーター減速機更新工事は、平成27年度に設置した原水に含まれる浮遊物を沈みやすい大きな塊（ブロック）にするためのフロキュレーター（緩速攪拌装置）6台のうち3台の減速機部、フロキュレーター減速機3台を更新するものです。

④清川浄水場残留塩素計更新工事は、平成10年度に設置した浄水処理工程を連続監視するろ過水無試薬式残留塩素計1台を更新するものです。工事施工箇所は、37ページと38ページになります。それぞれ番号で示した箇所にある設備を更新します。

36ページにお戻り願います。

⑤国道242号（南町3丁目）水道管布設替工事は、下水道工事に合わせ、ツルハドラッグ遠軽南町店前からパーラーDAIGORO V遠軽店取付道路手前まで、国道242号の歩道内に平成7年度設置の既設の配水管、硬質塩化ビニール管を耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えるもので、管径150ミリ、延長110メートルです。

⑥南ヶ丘3条水道管布設替工事は、道路改良工事に合わせ、南ヶ丘4号通との交差点から南町3丁目11号通との交差点まで、昭和62年度設置の既設の配水管、硬質塩化ビニール管を耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えるもので、管径75ミリ、延長は90メートルです。

⑦道道遠軽停車場線水道管布設替工事は、昨年度からの継続事業である北海道の電線地中化事業に伴い、中通との交差点から岩見通との交差点まで、支障となる昭和61年度設置の既設の配水管、硬質塩化ビニール管を耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えるもので、管径150ミリは延長33メートル、管径75ミリは延長53メートル、北海道の補償により事業を進めるものです。

⑧太田団地水道管布設替工事は、道路改良工事及び下水道雨水管整備工事に合わせ、太田団地2条通と太田団地3条通の交点より国道側まで、平成12年度設置の既設の配水管、硬質塩化ビニール管を耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えるもので、管径50ミリ、延長は75メートルです。

次に39ページをお開き願います。

生田原地域の位置図です。

①安国浄水場取水井戸ポンプ更新工事は、定期的な更新を必要とする平成27年度に設置した浄水場取水深井戸用水中ポンプ1台を更新するものです。工事施工箇所は、40ページになります。番号で示した箇所にある設備を更新します。

②生田原水穂水道管移設工事は、北海道開発局の高規格道路事業に伴い、支障となる配水管を移設する工事で、大和生野線と高規格道路とが交差するボックスカルバート内に配水管を移設します。移設に先立ち、昭和50年度設置の既設管を撤去した後、ボックス造成の邪魔にならない場所に仮設配水管として管径100ミリの高密度ポリエチレン管を延長74メートル設置、ボックス造成と同時にボックス内に本設水道配水管として管径100ミリの高密度ポリエチレン管を延長79メートル再設置するもので、北海道開発局の補償により事業を進めるものです。

③国道333号（生田原安国）水道管布設替工事は、国道333号と大和生野線の交差点から60メートル程度安国市街地寄りに位置する国道333号の横断部水道管が、漏水により一部、区間断水しております。市街地の水道管がループ化されていない状態となっているため、復旧する必要がある、つきましては昭和50年度設置の既設の配水管、硬質塩化ビニール管及び国道横断部の配管用炭素鋼鋼管を耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えする工事で、管径100ミリ、延長は50メートルです。

④生田原安国水道管仮設工事は、遠軽北見道路生田原道路工事に伴い、来年度の安国学園線に設置されているボックスカルバート造成に先立ち、平成3年度設置の既設配水管を撤去し、造成の邪魔にならない場所に仮設のポリエチレン管を設置する工事で、管径50ミリ、延長は68メートル、北海道開発局の補償により事業を進めるものです。

次に、41ページをお開き願います。

丸瀬布地域の位置図です。

①水谷環状線水道管布設替工事は、道路改良工事に合わせ、昭和58年度設置の既設の配水管、硬質塩化ビニール管を耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えするもので、管径50ミリ、延長は水谷団地側から、最長204メートルとし、道路改良工事の進捗に合わせ、延長を調整する予定となっております。

②丸瀬布木芸館周辺水道管移設工事は、株式会社ヤマハミュージッククラフト北海道の工場の一部移転に伴い、支障となる既設の昭和57年度設置の硬質塩化ビニール管を丸瀬布ふさと公園敷地から木芸館前面駐車場内に、また防火水槽までの水道管の一部を別ルートに耐震性に富む高密度ポリエチレン管等に布設替えするもので、管径75ミリ、延長は100メートル、ポリエチレン管については、管径40ミリ、延長50メートル、一般会計繰入金の充当により事業を進めるものです。

次に、42ページを御覧願います。

白滝地域の位置図です。

①白滝浄水場取水井戸ポンプ増下げ工事は、令和2年度より井戸水を原水として運用している白滝浄水場ですが、揚水量が運用当初より下がっており、給水に支障を来して

いるため、揚水量の低下改善を目的として、令和元年度に設置した取水井戸ポンプの位置を20メートル増下げするものです。工事施工箇所は、43ページになります。図で示した場所にあるところが施工箇所となっております。

なお、予算の詳細につきましては、赤番8、令和7年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書303ページと304ページを御参照願います。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号遠軽町下水道事業会計予算について説明いたします。

赤番7、遠軽町企業会計予算書の25ページをお開き願います。

令和7年度遠軽町下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、排水戸数を7,007戸、年間有収水量を131万2,480立方メートル、1日平均有収水量を3,596立方メートル、主要な建設改良事業を公共下水道管渠整備事業、処理場整備事業及び個別排水処理施設整備事業とするものです。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、第1款下水道事業収益は第1項営業収益3億8,075万5,000円、第2項営業外収益6億5,655万1,000円を合わせまして、10億3,730万6,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用9億6,570万円、第2項営業外費用5,078万2,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を10億1,848万2,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は第1項企業債1億8,630万円、第2項国庫補助金1億3,635万円、第3項他会計補助金4,038万4,000円、第4項分担金及び負担金237万4,000円を合わせて、総額を3億6,540万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費3億4,027万円、第2項企業債償還金3億8,843万5,000円を合わせ、総額を7億2,870万5,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,329万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

26ページをお開き願います。

第5条、継続費につきましては、1款資本的支出1項建設改良費、遠軽下水処理センター消毒設備更新事業を総額3,200万円、年割額は令和7年度2,700万円、令和8年度500万円とし、遠軽下水処理センター電気設備更新工事は、総額を1億1,400万円、年割額は令和7年度4,200万円、令和8年度7,200万円とするものです。

第6条、債務負担行為につきましては、令和7年度融資分の水洗化等工事資金利子補給及び個別排水処理施設水洗化等工事資金利子補給の期間を令和7年度から令和12年度までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするもので

す。

第7条、企業債につきましては、下水道整備事業の限度額を1億8,630万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第8条、一時借入金につきましては、4億円を限度額と定めるものです。

第9条から第11条までは、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金、利益剰余金の処分について、それぞれ記載のとおり定めるものとございます。

次に、主な事業について説明いたします。

赤番9、令和7年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の44ページをお願いします。

下水道事業の工事位置図です。

①国道242号（寿町）公共下水道工事は、住民からの要望があり、国道242号沿い寿町高橋様地先前から豊里41号道路、前島様地先までの間の未普及解消を進める管渠整備で、污水管、管径150ミリ、延長91メートルを布設するものです。

②国道242号（南町3丁目）公共下水道工事は、住民からの要望があり、ツルハドラッグ遠軽南町店前からパーラーDAIGORO V遠軽店取付道路手前までの間の未普及解消を進める管渠整備で、污水管、管径150ミリ、延長110メートルを布設するものです。

③太田団地3条通ほか公共下水道工事は、国道242号太田団地入り口から太田団地2条通と太田団地3号通との交差点を通過し、太田団地2条通を国道方面に浸水対策を進める管渠整備で、雨水管、管径1,200ミリ、延長120メートルを布設するもので、過年度からの継続事業となっており、最終的には、道道遠軽雄武線を横断した先の低地となっている住宅地の浸水被害を解消することを目標としております。

④遠軽下水処理センター消毒設備更新工事は、下水道ストックマネジメント契約に基づき、平成9年度に設置したナンバー2次亜塩貯留タンク1基と次亜塩注入ポンプ2台を更新するもので、令和7年度から令和8年度までの継続費として実施するものです。令和7年度につきましては、機器の製作、令和8年度にタンク及びポンプの据付け、配管工事を予定しております。

⑤遠軽下水処理センター電気設備更新工事は、ただいま説明しました消毒設備更新工事に付随する電気設備更新工事で、注入ポンプの仕様が変更となったことから、併せて平成27年度に設置した現場制御盤を更新するもので、この工事につきましても同様に、令和7年度から令和8年度までの継続費として実施するものです。令和7年度につきましては、現場制御盤の製作、令和8年度に機器据付け、制御装置切替えに係る工事の実施を予定しております。

45ページと46ページを御覧願います。

ただいま説明した更新工事の施工箇所であります。四角で囲った箇所にある設備を更

新いたします。

次に４７ページをお開き願います。

丸瀬布地域の位置図になります。

①丸瀬布西町第２マンホールポンプ所更新工事は、平成１８年に設置したマンホールポンプ２台を更新するものです。四角で囲った箇所にあるマンホールポンプを更新します。

なお、予算の詳細につきましては、赤番８、令和７年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書３０５ページと３０６ページを御参照願います。

以上で、議案第２４号の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

令和７年度各会計予算６件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 ３時５４分 休憩

午後 ４時１８分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に今村議員、副委員長に阿部議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 ４時１８分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 白幡 隆一

署 名 議 員 渡辺 清夏